

令和5年度

みんなの市税

みんなの住むまちみんなで支えよう



市税の納付は便利な口座振替で

大分市



第1章 市税とくらし

- 大分市の事業 1
- 令和5年度の主な税制改正 5
- 令和5年度の予算 6
- 令和5年度市税収入の内訳 8
- 市税10,000円の使いみち 9

第2章 市税のあらまし

- 市税の種類 10
- 市民税 11
- 固定資産税 40
- 軽自動車税 53
- 市たばこ税 57
- 鉱産税 58
- 特別土地保有税 58
- 入湯税 59
- 事業所税 60
- 都市計画税 61
- 国民健康保険税 63

第3章 納税のご案内

- 納税通知書 67
- 納期限と納める場所 69
- 自主納税と滞納処分 73
- 納税の猶予・市税の減免 74
- 審査請求・処分の取消訴訟 75

第4章 証明・閲覧

- 証明・閲覧申請の手続 76

第5章 税に関するお問い合わせ先

- 市税についてのお問い合わせ先 83
- 国税について 84
- 県税について 86
- 国税・県税についてのお問い合わせ先 87

第6章 市役所のご案内

- 市庁舎各階配置図 88
- 支所・連絡所の所在地 90

大分市の事業

令和5年度大分市の主な事業は次のとおりです。

ひとが真ん中。～one team OITA～

本市が市民の皆様にご自信をもついただける地域となるよう、ひとを真ん中においた5つのまちづくりを柱に各施策を推進してまいります。

少子化対策が最優先。新たな子育て支援に取り組みます。

- ・大分市にこにこ保育支援事業
- ・中学生学校給食費無償化事業
- ・子ども医療費助成事業
- ・大分市奨学資金拡充検討事業

「ひとを守る」

新型コロナウイルス感染症対策

- ・新型コロナウイルスワクチン接種事業

暮らしと命を守る防災行政

- ・戸次地区防災拠点施設整備事業
- ・避難所等環境向上事業
- ・災害予防対策伐採事業



新型コロナウイルスワクチン接種事業

「ひとを育む」

安心・安全な「保育」をめざします

- ・市立保育所等おむつ処分事業
- ・保育施設給付費等申請システム導入事業
- ・医療的ケア児に対する移動支援事業
- ・小児慢性特定疾病児童等付き添い支援事業
- ・市立認定こども園設置事業
- ・子育て短期支援事業

多様性のある充実した学びの場をめざします

- ・小中学校特別教室等空調設備整備事業
- ・明治小学校施設整備事業
- ・賀来小中学校施設整備事業

「ひとを支える」

あらゆる人が活躍できる社会をめざして

- ・パートナーシップ宣誓制度導入事業

時代にあった行政の機構改革

- ・行政評価制度再構築事業
- ・デジタルトランスフォーメーション（DX）推進事業
- ・介護認定調査システム導入事業

「ひとを豊かに」

地域経済の振興

- ・若手起業家育成事業
- ・企業立地推進事業
- ・中小企業競争力強化支援事業

持続可能なまちづくり

- ・省エネ家電購入促進事業
- ・宅配ボックス設置助成事業
- ・水素エネルギー導入推進事業
- ・商店街エネルギー価格高騰対策等支援事業
- ・国産飼料利用拡大支援事業

都市機能の最適・効率化

- ・交通事業者事業継続支援事業
- ・スマートサポートステーション導入駅人員配置事業
- ・歩きたくなるまちづくり事業
- ・末広町一丁目地区市街地再開発事業



末広町一丁目地区市街地再開発事業
(完成イメージ図)

「ひとを元気に」

伝統と文化・芸術の調和

- ・アーティストバンク推進事業
- ・おおいた物産・食・観光魅力発信事業
- ・ワーケーション推進事業
- ・着地型観光推進事業
- ・高島キャンプ場整備事業
- ・地域文化資源保存活用推進事業



高島キャンプ場整備事業

スポーツ資源と環境の整備

- ・アーバンフェスタ開催事業
- ・駄原総合運動公園テニスコート改修事業

その他の取組

物価高騰対策関連

- ・プレミアム付商品券発行事業
- ・社会福祉施設等物価高騰対策緊急支援事業
- ・認定農業者等肥料価格高騰対策事業
- ・畜産飼料価格高騰対策事業
- ・漁業者事業継続支援事業



プレミアム付商品券発行事業

令和5年度の主な税制改正

■ 市民税・県民税

● 住宅借入金等特別税額控除における適用期限等の見直し

- 住宅借入金等特別税額控除の適用期限を4年延長し、令和7年12月31日まで入居した方が対象となりました。
- 市民税・県民税における控除限度額について、従来の控除限度額である所得税の課税総所得金額等の「7%（最高136,500円）」から「5%（最高97,500円）」に引き下げられました。

（延長）

入居した年月	平成25年1月から 平成26年3月まで	平成26年4月から 令和3年12月まで <small>（注1）</small>	令和4年1月から 令和7年12月まで <small>（注2）</small>
控除限度額	A × 5 % （最高97,500円）	A × 7 % （最高136,500円）	A × 5 % （最高97,500円）

※表中のAは所得税の課税総所得金額等（課税総所得金額、課税退職所得金額および課税山林所得金額の合計額）です。

（注1）住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税の税率が8%または10%の場合に限ります。それ以外の場合は、A × 5%（最高97,500円）となります。

（注2）令和4年中に入居した方のうち、住宅の対価の額または費用の額に含まれる消費税率が10%かつ一定期間内に住宅の取得等に係る契約を締結した場合は、A × 7%（最高136,500円）となります。

● 非課税措置における未成年を改正後民法の未成年と同様とする

民法の成年年齢の引き下げに伴い、1月1日（賦課期日）時点で18歳または19歳の方は、市民税・県民税が課税されるかどうかの判定^{（※）}において未成年者にあたらないこととなりました。

※未成年者は、前年中の合計所得金額が135万円以下の場合、課税されません。

令和5年度の予算

1 予算の内訳

令和5年度の予算総額は3,681億3,600万円です。

このうち、日々の暮らしに一番関係の深い一般会計が2,161億4,200万円、国民健康保険事業などの特別会計が1,022億600万円、水道事業会計が193億6,600万円、公共下水道事業会計が304億2,200万円となっています。

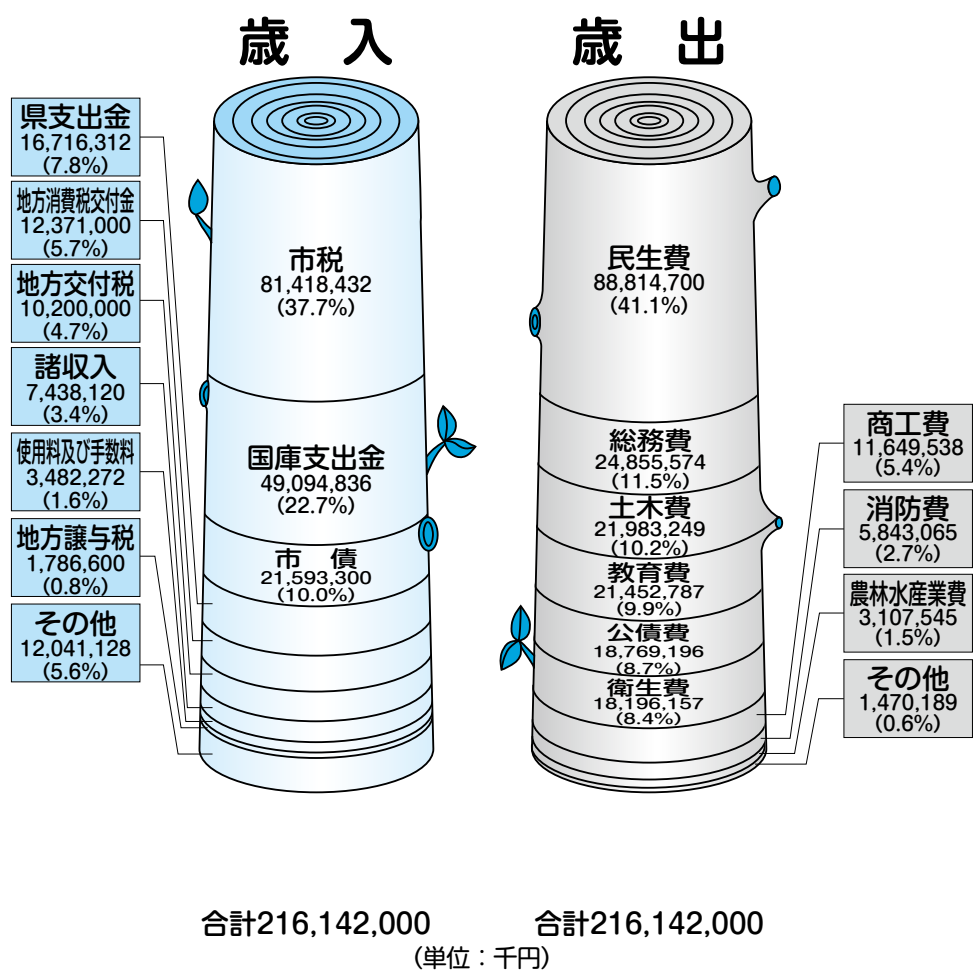
(単位：千円)

一般会計	216,142,000
特別会計	102,206,000
国民健康保険	50,455,000
財産区	235,000
土地取得	471,000
公設地方卸売市場事業	374,000
農業集落排水事業	168,000
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	122,000
介護保険	43,175,000
後期高齢者医療	7,205,000
横尾土地区画整理清算事業	1,000
水道事業会計	19,366,000
公共下水道事業会計	30,422,000
合 計	368,136,000

2 一般会計の内訳

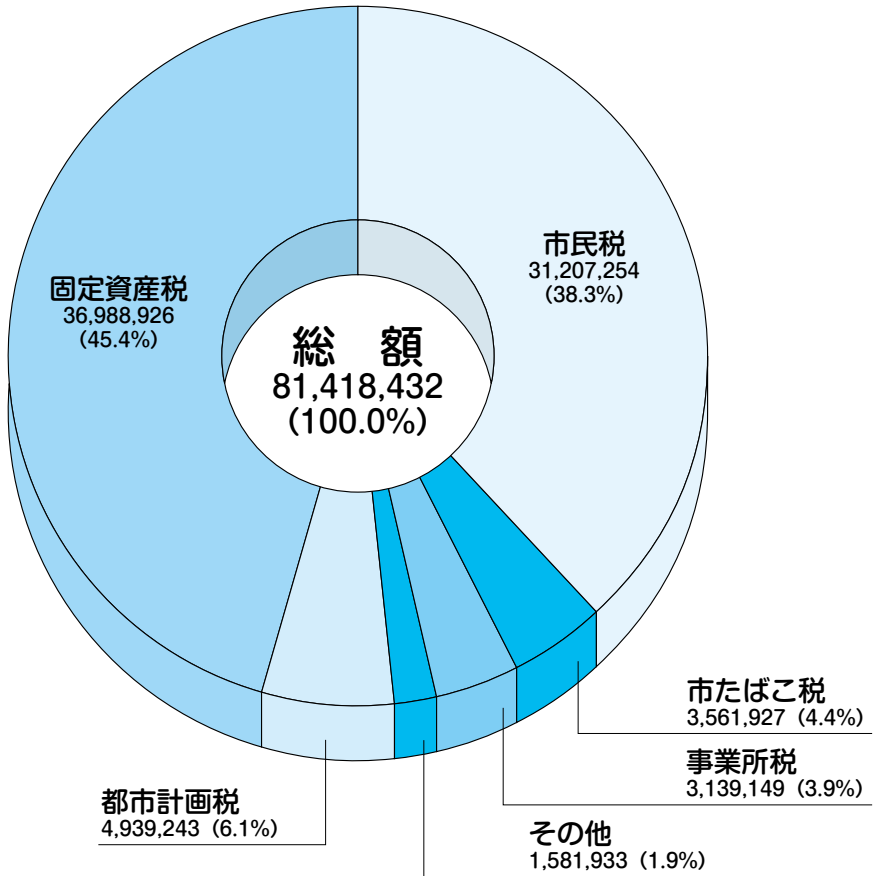
令和5年度予算のうち、一般会計の内訳は次のようになっています。

特に歳入では、全体の37.7%を市税収入が占め、市民の暮らしを支えていく大切な財源となっています。



令和5年度市税収入の内訳

市税全体のうち、市民税と固定資産税を合すると全体の83.7%となり、市税収入の大半を占めています。



(単位：千円)

〔軽自動車税〕
1,555,092 (1.9%)
〔入湯税〕
26,841 (0.0%)

市税10,000円の使いみち

税はかたちをかえてあなたのもとへ

民生費

社会福祉、生活扶助などに
4,109円



民生

総務費

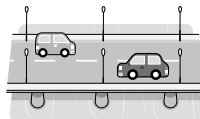
市役所の管理、運営、広報などに
1,150円



総務

土木費

道路、公園、住宅の建設などに
1,017円



土木

教育費

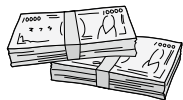
学校、幼稚園、社会教育などに
993円



教育

公債費

市債の元金と利子の支払いなどに
868円



公債

衛生費

保健衛生、ゴミ・し尿処理などに
842円



衛生

商工費

商工業振興に
539円



商工

消防費

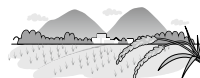
消防、救急活動などに
270円



消防

農林水産業費

農林水産業振興に
144円



農林

その他

議会費・労働費・災害復旧費・予備費
68円

※令和5年度予算の歳出の割合によって求めました。

第1章 市税とくらし

第2章 市税のあらまし

第3章 納税のご案内

第4章 証明・閲覧

第5章 税に関するお問い合わせ先

第6章 市役所のご案内

市税の種類

第1章 市税とくらし

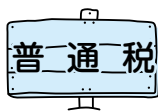
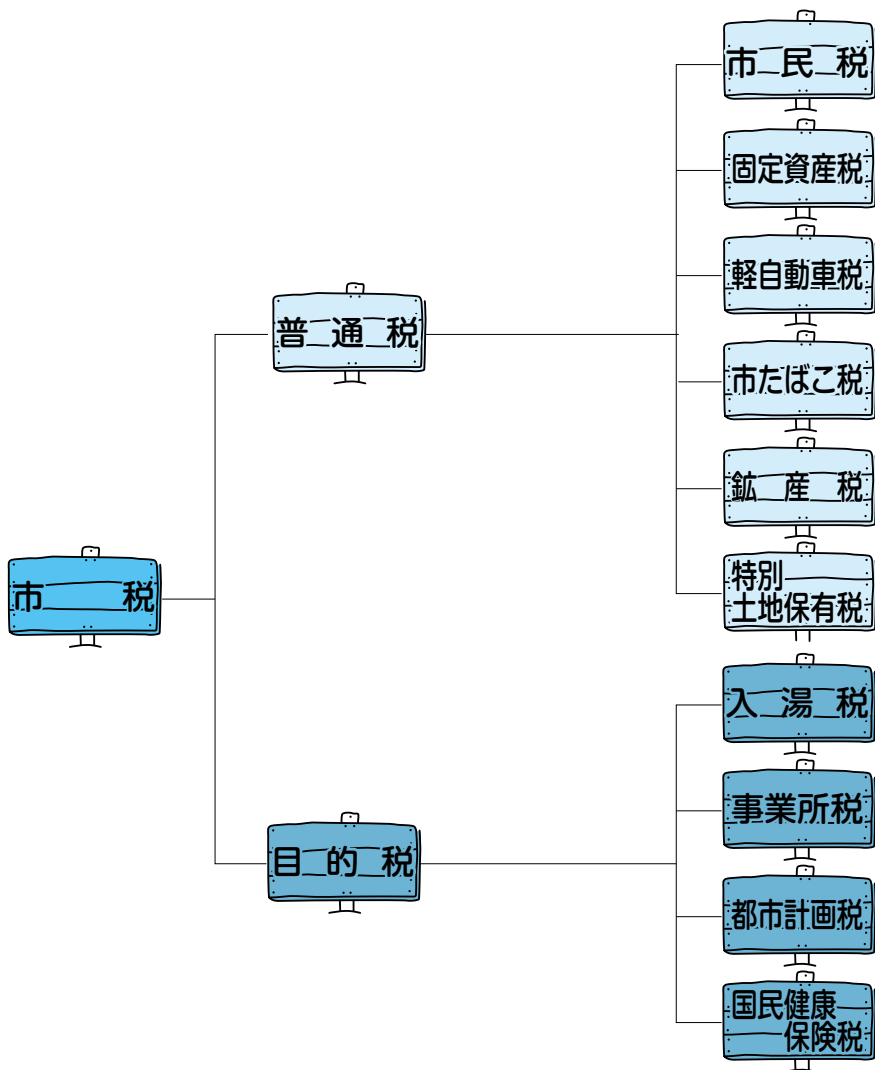
第2章 市税のあらまし
市税の種類

第3章 納税のご案内

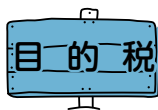
第4章 証明・閲覧

第5章
税に関するお問い合わせ先

第6章 市役所のご案内



は、納められた税金の使いみちが特定されず、どのような仕事の費用にもあてることができる税金のことです。



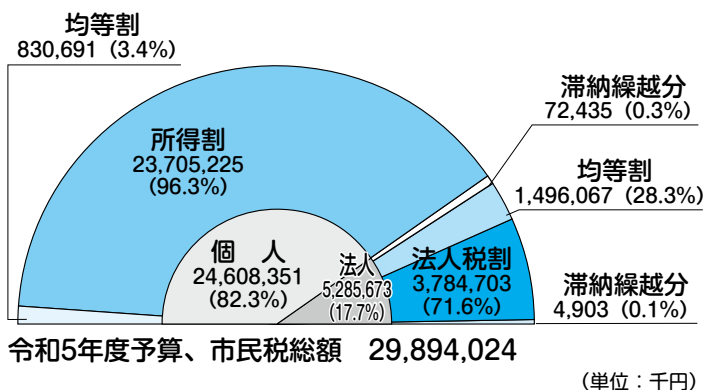
は、たとえば都市計画税として納められた税金は、都市計画事業等のための費用にあてなければならないというように、この税金の使いみちが特定されている税金をいいます。

市 民 税

市民税は、一般に県民税と併せて「住民税」と呼ばれ、住民の皆さんの担税力に応じて負担するという性格をもち、個人の負担する個人市民税と、会社などの法人が負担する法人市民税があります。

また、市民税には定額を納めていただく均等割と、個人の所得に応じて納めていただく所得割（会社などの場合は法人税割）があります。

なお、個人県民税の申告と納税は、個人市民税と併せて行うことになっています。



個人市民税

1 個人市民税を納める人（納税義務者）

個人市民税の納税義務者は次のとおりです。

納 税 義 務 者	納める税額	
	均等割	所得割
その年の1月1日現在、市内に住所を有する個人	○	○
その年の1月1日現在、市内に住所を有しないが、事業所または家屋敷を有する個人	○	×

○…納税義務がある
×…納税義務がない

2 非課税となる人（均等割や所得割が課税されない人）

均等割・所得割ともに 非課税となる人	<ul style="list-style-type: none"> ●生活保護法によって生活扶助を受けている人 ●障がい者、未成年者、寡婦またはひとり親で、前年の合計所得金額が135万円以下の人 (給与所得者の場合、年収204万4千円未満の人)
均等割が 非課税となる人	<ul style="list-style-type: none"> ●前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下の人 31万5千円×(同一生計配偶者、扶養親族の合計数+1)+ 289,000円 ※本人のみの場合41万5千円
所得割が 非課税となる人	<ul style="list-style-type: none"> ●前年中の総所得金額等が、次の算式で求めた額以下の人 35万円×(同一生計配偶者、扶養親族の合計数+1)+ 420,000円 ※本人のみの場合45万円 ●所得控除、税額控除により所得割額が算出されない人 (次のページ以降参照)

(注) 扶養親族は、16歳未満(年少扶養親族)の人も含みます。

合計所得金額とは……申告分離課税分(分離譲渡所得の特別控除前)を含むすべての所得の合計額で、損失に係る繰越控除適用前の金額です。

総所得金額等とは……申告分離課税分(分離譲渡所得の特別控除前)を含むすべての所得の合計額で、損失に係る繰越控除適用後の金額です。

3 市民税・県民税額

市民税・県民税は、前年1年間の所得をもとに計算されます。

税額は、均等割額と所得割額の合計額です。

$$(A) \text{均等割額} + (B) \text{所得割額} = \text{市民税・県民税額}$$

(A) 均等割(平成26年度から令和5年度まで)

均等割額は市民の皆さんに広く負担していただくもので、定額です。

市民税 3,500円 県民税 2,000円

※県民税の均等割には、森林環境税500円を含みます(平成18年度から令和7年度まで実施)。

(B) 所得割

所得割額の計算は次の順序で行います。

(1) 所得金額の計算

$$\text{収入金額} - \text{必要経費} = \text{所得金額}$$

(2) 課税標準額の計算

$$\text{所得金額} - \text{所得控除} = \text{課税標準額} \quad \text{千円未満の端数切捨て}$$

(3) 所得割額の計算

$$\text{課税標準額} \times \text{税率} - \text{調整控除額} - \text{税額控除額} = \text{所得割額}$$

※申告により、配当割額および株式等譲渡所得割額の控除を受けた場合は、上記所得割額が変わります。

(1) 所得金額の計算

所得の種類とその概要

所得の種類	概要	所得金額の計算方法	課税方法
事業所得	営業所得 商・工業、漁業、自由業などの自営業から生ずる所得	収入金額－必要経費	総合
	農業所得 農業から生ずる所得		
不動産所得	土地や建物などの貸付から生ずる所得	収入金額－必要経費	総合
利子所得	公社債や預金の利子などの所得	収入金額がそのまま所得となります	総合
配当所得	株式や出資金の配当、証券投資信託の分配などの所得 上場株式等の配当などの所得で、申告分離課税を選択したもの	収入金額－株式などを取得するための借入金の利子	総合
			申告分離
給与所得	給料、賃金、賞与などの所得	収入金額－給与所得控除額(14ページ参照)	総合
	国民年金、厚生年金、公務員の共済年金などの所得	公的年金等の収入金額－公的年金等控除額(14,15ページ参照)	総合
所得	業務 原稿料、講演料、シルバー人材センターなどの所得	収入金額－必要経費	総合
	その他 生命保険の年金など、他の所得にあてはまらない所得 先物取引による所得	収入金額－必要経費	総合 申告分離
譲渡所得	機械、ゴルフ会員権、書画、骨董などの資産を譲渡したことによる所得 土地や建物などの資産や、株式など 有価証券を譲渡したことによる所得	収入金額－取得費などの必要経費等－特別控除額	総合
		※特別控除額および総所得金額に算入する金額はケースにより異なります	申告分離
一時所得	賞金、競馬等の払戻金、生命保険等の満期返戻金などの所得	収入金額－必要経費－特別控除額 ※特別控除額は最高50万円です ※総所得金額に算入する金額は1/2になります	総合
退職所得	退職金、退職手当などの所得	(収入金額－退職所得控除額)×1/2 ※法人役員(勤続5年以下)などの退職所得については1/2を乗じません	申告分離
山林所得	山林(立木)を伐採して譲渡したことなどによる所得	収入金額－必要経費－特別控除額 ※特別控除額はケースにより異なります	申告分離

「総合課税」とは、他の所得と合算して市民税・県民税を計算する方法です。
「申告分離課税」とは、他の所得と分離して市民税・県民税を単独で計算する方法です。

非課税所得

次のような所得は、収入金額の多少にかかわらず非課税所得として区別され、市民税・県民税の課税の対象にはなりません。

代表的な非課税所得

- (1) 傷病者や遺族などの受け取る恩給、年金など
- (2) 給与所得者の出張旅費、一定金額以下の通勤手当など
- (3) 損害保険金、損害賠償金、慰謝料など
- (4) 雇用保険の失業給付

給与所得の計算

給与所得については、必要経費に代わるものとして給与所得控除額を収入金額から差し引くことになっています。給与所得の金額は、給与の収入金額に応じて次のように計算されます。

(速算表)

給与所得速算表	給与等の収入金額の合計額		給与所得金額
		～ 550,999 円	0円
	551,000 円 ～ 1,618,999 円	収入金額－550,000円	
	1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000円	
	1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000円	
	1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000円	
	1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000円	
	1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	収入金額÷4 (千円未満の端数切捨て) ×2.4+100,000円	
	1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	収入金額÷4 (千円未満の端数切捨て) ×2.8-80,000円	
	3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	収入金額÷4 (千円未満の端数切捨て) ×3.2-440,000円	
	6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	収入金額×0.9 -1,100,000円	
	8,500,000 円 ～	収入金額-1,950,000円	

公的年金等の雑所得の計算

公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を差し引いたものが、雑所得として取り扱われます。

公的年金等の雑所得の金額は、公的年金等の収入金額に応じて次のように計算されます。

65歳以上の場合 (令和5年度課税：昭和33年1月1日以前生まれ)

A＝公的年金等の収入金額

(速算表)

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～ 3,299,999円	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円
3,300,000円～ 4,099,999円	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
10,000,000円～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円

65歳未満の場合（令和5年度課税：昭和33年1月2日以後生まれ）

A＝公的年金等の収入金額

（速算表）

公的年金等の収入金額	公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
	1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
～1,299,999円	A－600,000円	A－500,000円	A－400,000円
1,300,000円～ 4,099,999円	A×0.75－275,000円	A×0.75－175,000円	A×0.75－75,000円
4,100,000円～ 7,699,999円	A×0.85－685,000円	A×0.85－585,000円	A×0.85－485,000円
7,700,000円～ 9,999,999円	A×0.95－1,455,000円	A×0.95－1,355,000円	A×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	A－1,955,000円	A－1,855,000円	A－1,755,000円

所得金額調整控除

以下に該当する納税義務者については、給与所得から所得金額調整控除額を控除します。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のア～ウのいずれかに該当する場合
 - ア. 特別障害者に該当する
 - イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する
 - ウ. 特別障害者である同一生計配偶者若しくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額＝|給与等の収入額（1,000万円を超える場合は1,000万円）－850万円|×10%

2. 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、その合計額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額＝|給与所得控除後の給与等の金額（10万円を超える場合は10万円）＋公的年金等に係る雑所得の金額（10万円を超える場合は10万円）|－10万円

(2) 課税標準額の計算

課税標準額とは、所得金額から所得控除の合計額を差し引いたものです。所得控除の種類とその概要は、次のとおりです（前年の12月31日で判定）。

種 類	要 件	控 除 額	
雑 損 控 除	前年中に、災害等により日常生活に必要な資産に損害を受けた人	(損失額－保険金等の補てん額)－総所得金額等の合計額×10%または災害関連支出額－5万円のいずれか多い額	
医 療 費 控 除	ア. 前年中に、本人や本人と生計を一にする親族のために医療費を支払った人	(支払った医療費の総額－保険金等の補てん額)－(総所得金額等の合計額の5%か10万円のいずれか低い額) (最高200万円)	
	イ. 前年中に、本人や本人と生計を一にする親族のためにスイッチOTC医薬費を支払った人で、健康の維持増進及び疾病の予防への一定の取組を行った人	(支払った医薬品費の総額－保険金等の補てん額)－1万2千円 (最高8万8千円)	
	ウ. 支払った医療費がアとイの両方である場合	アとイのどちらか一方のみ適用	
社会保険料控除	前年中に、本人や本人と生計を一にする親族のために社会保険料（国民健康保険、国民年金、介護保険など）を支払った人	支払った金額	
小規模企業共済等掛金控除	前年中に、小規模企業共済法の共済契約による掛金、確定拠出年金法の個人型年金加入者掛金、心身障害者扶養共済制度に基づく掛金を支払った人	支払った金額	
生命保険料控除	新契約のみ	支払保険料の金額が ～12,000円 12,001円～32,000円 32,001円～56,000円 56,001円～ 支払保険料がア、イ、ウの複数ある場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+6,000円 支払保険料×1/4+14,000円 28,000円 それぞれの控除額の合計額(最高7万円)
	旧契約のみ	支払保険料の金額が ～15,000円 15,001円～40,000円 40,001円～70,000円 70,001円～ 支払保険料が工、オの複数ある場合	支払保険料の全額 支払保険料×1/2+7,500円 支払保険料×1/4+17,500円 35,000円 それぞれの控除額の合計額(最高7万円)
	平成24年1月1日以後に締結した以下の保険契約等（新契約）の場合 ア 一般の生命保険料 イ 個人年金保険料 ウ 介護医療保険料 平成23年12月31日以前に締結した以下の保険契約等（旧契約）の場合 工 一般の生命保険料 オ 個人年金保険料	新契約と旧契約の控除額の合計額(最高7万円) ※同種契約（アとエもしくはイとオ）が含まれる場合、同種契約内の控除額の合計額は最高28,000円です。旧契約のみの控除額が、28,000円を超える場合は、旧契約のみの控除額を適用します。	

種 類	要 件	控 除 額
地震保険料控除 ア) 地震保険料のみの場合 イ) 旧長期損害保険料*のみの場合 *平成18年12月31日までに締結し保険期間10年以上で満期返戻金があるもの	ア) 支払保険料の金額が ～ 50,000円 50,001円～	支払保険料×1/2 25,000円
	イ) 支払保険料の金額が ～ 5,000円 5,001円～ 15,000円 15,001円～	支払保険料の全額
		支払保険料×1/2+2,500円 10,000円
	支払保険料がア)とイ)の双方ある場合	ア)とイ)の控除額の合計額(最高25,000円)
障害者控除	本人、同一生計配偶者又は扶養親族が障がい者である場合 年齢65歳以上で、介護保険の認定調査などにより障害者控除対象者認定を受けている人	1人につき26万円 特別障がい者*は30万円 同居の特別障がい者は53万円 *特別障がい者とは、重度精神障がいの人や身体障害者手帳1級、2級の人などをいいます ※16歳未満の年少扶養親族を含みます
寡婦控除	ひとり親に該当しない人で、次のいずれかに当てはまる人 1. 夫と死別・離婚した後再婚していない人や夫の生死が明らかでない人で、扶養親族(子以外。16歳未満含む)があり、前年の合計所得金額が500万円以下の人 2. 夫と死別した後再婚していない人や夫の生死が明らかでない人で、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ※どちらも、住民票の続柄に「妻(夫)未届」の記載がある人は対象外	260,000円
ひとり親控除	婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じくする子(前年の総所得金額等が48万円以下)を有する単身者で、前年の合計所得金額が500万円以下の人 ※住民票の続柄に「妻(夫)未届」の記載がある人は対象外	300,000円

種 類	要 件	控 除 額
勤労学生控除	<p>大学・各種学校等の学生または生徒で、前年中、自己の勤労に基づく給与所得等*が有り、合計所得金額が75万円以下で、そのうち給与所得等*以外の所得が10万円以下の人</p> <p>*自己の勤労に基づく事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得をいいます。</p>	26万円
配偶者控除	<p>生計を一にする配偶者で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人</p> <p>※納税義務者の要件については別表(次ページ参照)</p>	<p>①一般 最高33万円</p> <p>②老人 最高38万円(70歳以上)</p>
配偶者特別控除	別表(次ページ参照)	最高33万円
扶養控除	<p>生計を一にする親族で、前年中の合計所得金額が48万円以下の人</p>	<p>①一般 33万円(16歳～18歳・23歳～69歳)</p> <p>②特定 45万円(19歳～22歳)</p> <p>③老人(70歳以上)</p> <p>同居老親等以外 38万円 同居老親等* 45万円</p> <p>*本人又は配偶者の直系尊属で、本人又は配偶者のいずれかと同居を常況としている人をいいます</p> <p>④年少(16歳未満)控除額なし</p> <p>※非課税基準の算定人数(P12)、障害者控除(P17)、寡婦・ひとり親控除(P17)の扶養親族には含まれます。</p>
基礎控除	<p>合計所得金額が2,500万円以下の人</p> <p>※2,500万円を超えると適用しません。</p>	<p>合計所得金額が</p> <p>・2,400万円以下 43万円</p> <p>・2,400万円超～2,450万円以下 29万円</p> <p>・2,450万円超～2,500万円以下 15万円</p>

配偶者控除と配偶者特別控除

次の要件を満たす場合に、本人や配偶者の合計所得金額に応じて控除を受けられます。

① 配偶者控除

- 本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- 配偶者の前年中の合計所得金額が48万円以下であること。
- 配偶者が、青色事業専従者、事業専従者及び他の人の扶養親族でないこと。

② 配偶者特別控除

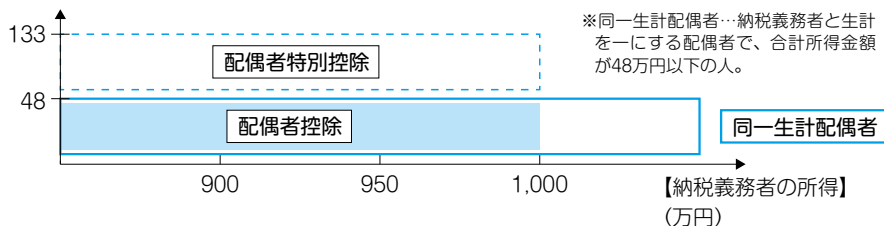
- 本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下であること。
- 配偶者の前年中の合計所得金額が48万円超～133万円以下であること。
- 配偶者が、青色事業専従者、事業専従者及び他の人の扶養親族でないこと。

配偶者控除および配偶者特別控除額一覧表

納税義務者の合計所得金額		配偶者の合計所得金額		900万円以下 (1,095万円以下)	900万円超950万円以下 (1,095万円超1,145万円以下)	950万円超1,000万円以下 (1,145万円超1,195万円以下)
		48万円以下 (0～1,030,000円)	48万円超			
配偶者控除	48万円以下 (0～1,030,000円)	配偶者が70歳未満		33万円	22万円	11万円
		配偶者が70歳以上		38万円	26万円	13万円
配偶者特別控除	48万円超100万円以下 (1,030,001～1,550,000円)			33万円	22万円	11万円
	100万円超105万円以下 (1,550,001～1,600,000円)			31万円	21万円	
	105万円超110万円以下 (1,600,001～1,667,999円)			26万円	18万円	9万円
	110万円超115万円以下 (1,668,000～1,751,999円)			21万円	14万円	7万円
	115万円超120万円以下 (1,752,000～1,831,999円)			16万円	11万円	6万円
	120万円超125万円以下 (1,832,000～1,903,999円)			11万円	8万円	4万円
	125万円超130万円以下 (1,904,000～1,971,999円)			6万円	4万円	2万円
	130万円超133万円以下 (1,972,000～2,015,999円)			3万円	2万円	1万円

※()内は、給与のみの場合の収入金額です。(所得金額調整控除の適用がある場合は異なります。)

【配偶者の所得】
(万円)



※注意事項

1. 配偶者の合計所得金額が48万円を超えた場合は、市民税・県民税の非課税判定に用いる扶養の人数に含まれません。また、配偶者が障がい者であっても障害者控除の対象にはなりません。
2. 納税義務者の合計所得金額が1,000万円超で配偶者の合計所得金額が48万円以下の場合は、配偶者控除の適用はありませんが、扶養の人数には含まれます。また、配偶者が障がい者である場合は障害者控除の対象になります。
3. 市民税・県民税は個人の所得に応じて課税されるため、配偶者の合計所得金額が41万5千円を超えると、配偶者自身にも市民税・県民税が課税されることがあります。

(3) 所得割額の計算

所得割額は、以下の計算式によって求めます。

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{所得金額} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得控除額} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{課税標準額} \\ \text{(千円未満切捨)} \\ \hline \end{array}
 \times
 \begin{array}{|c|} \hline \text{① 税率} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{② 調整控除額} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{③ 税額控除額} \\ \hline \end{array}
 -
 \begin{array}{|c|} \hline \text{④ 配当割額・株式等} \\ \text{譲渡所得割額控除額} \\ \hline \end{array}
 =
 \begin{array}{|c|} \hline \text{所得割額} \\ \text{(百円未満切捨)} \\ \hline \end{array}$$

① 税率

総合課税の所得（給与、事業、不動産、配当、一時、雑、利子、譲渡）および山林所得は下表の税率を使います。

課税標準額	税目	市民税	県民税
		税率	税率
一律		6%	4%





② 調整控除

市民税・県民税と所得税とでは扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。そのため同じ所得金額でも市民税・県民税の課税標準額は所得税よりも多くなってしまいますので、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、市民税・県民税を減額する措置がとられます。

ただし、前年の合計所得金額が2,500万円を超える場合、調整控除の適用はありません。

* 人的控除の差については、30ページ「市民税・県民税と所得税の控除額の違い」を参照

具体的には、次の額を所得割から減額します。

- 市民税・県民税の課税標準額が200万円以下の人
 - ➡イとロのいずれか小さい額の5%
 - イ 人的控除の差の合計額
 - ロ 市民税・県民税の課税標準額
- 市民税・県民税の課税標準額が200万円を超える人
 - ➡{人的控除の差の合計額－(市民税・県民税の課税標準額－200万円)}×5%

ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円とする。

③ 税額控除

配当控除

配当所得の金額×配当控除の控除率＝配当控除額

◎配当控除の控除率

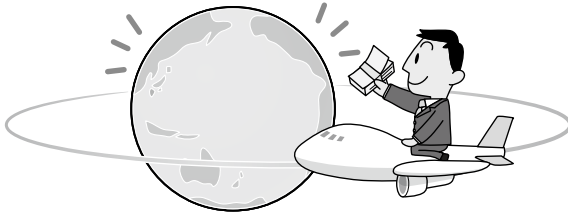
課税標準額		市民税	県民税
1,000万円以下の場合		1.6%	1.2%
1,000万円を超える場合	1,000万円以下の部分の金額	1.6%	1.2%
	1,000万円を超える部分の金額	0.8%	0.6%

* 配当所得の種類によっては控除率が異なる場合があります。

* 上場株式等の配当等で、申告不要または申告分離課税を選択したものは対象外となります。

外国税額控除

外国で得た所得について、その国の法令により所得税や市民税・県民税に相当する税が課税された場合は、一定の方法で外国税額が控除されます。



住宅借入金等特別税額控除

所得税の住宅借入金等特別控除の適用を受けていて、一定の要件を満たす場合は、当該年分の所得税から控除しきれなかった額を翌年度分の市民税・県民税から控除します。

※対象となる人、控除額等については35・36ページ（Q & A「住宅借入金等特別税額控除とは？」）を参照

寄附金税額控除

前年中に次のア～ウに該当する寄附金を支出したときは、2,000円を超える部分について、その金額に応じた税額控除を受けることができます。

- ア 大分県共同募金会または日本赤十字社大分支部に対する寄附金
（※国や政党等に対する寄附金は対象になりません）
- イ 大分県や大分市の条例により指定された、大分県内または大分市内に事務所または事業所がある次の法人に対する寄附金
 - ・ 特定公益増進法人（社会福祉法人、公益社団法人、公益財団法人など）
 - ・ 国立大学法人、公立大学法人など
 - ・ 認定NPO法人
 - ・ 認定NPO法人以外のNPO法人への寄附金（所得税の控除対象ではありませんので、市民税・県民税の申告が必要です）
- ウ 地方公共団体に対する寄附金（ふるさと寄附金）
- エ 災害等に対する義援金

A. 基本控除額の計算

(寄附金額－2,000円) × 10%

※寄附金額は、総所得金額等の30%を上限とします。

B. 特例控除額の計算（ふるさと寄附金の場合のみ）

(寄附金額－2,000円) × [90%－(0～45.945%*)]

*寄附をした人の所得税および復興特別所得税の率

※この特例控除額は、市民税・県民税所得割額の20%を上限とし、A. 基本控除額に加算されます。また、総務大臣から指定を受けていない都道府県・市区町村への寄附は、この対象にはなりません。

「ふるさと納税ワンストップ特例制度」

確定申告の不要な給与所得者等がふるさと納税を行う場合、確定申告を行わなくてもふるさと納税の寄附金控除が受けられる仕組みです。

確定申告を行う場合は所得税と市民税・県民税から軽減を受けますが、ワンストップ特例の場合は所得税の軽減相当額を含め、市民税・県民税からまとめて控除します。なお、ワンストップ特例の適用を受けるには、寄附先の自治体に申告特例申請書を提出する必要があります。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、ふるさと納税ワンストップ特例制度の適用を受けることができません。

1. 確定申告書や市民税・県民税申告書の提出を要する人
2. 寄附先の自治体が5団体を超える人
3. 申告特例申請書（変更届出書を含む）に記載された住所と、1月1日に課税権を有する自治体が相違するなどして大分市に申告特例通知書が送付されない人

④ 配当割額・株式等譲渡所得割額控除額

上場株式に係る配当所得・株式等譲渡所得について申告した場合は、当該所得の5%相当額を配当割額、株式譲渡所得割として控除します。なお、控除不足額があれば、税額に充当、または還付します。

※申告不要制度を利用した場合は対象外となります。

4 土地、建物等を譲渡した場合の市民税・県民税（分離課税）

土地、建物等の資産を譲渡した場合の所得は、他の所得と分離して税額の計算を行います。

(1) 長期譲渡所得と短期譲渡所得

譲渡した資産の所有期間により、長期譲渡所得と短期譲渡所得に区分されます。

区 分	所 有 期 間
長期譲渡所得	譲渡した年の1月1日において所有期間が5年を超えるとき
短期譲渡所得	譲渡した年の1月1日において所有期間が5年以下のとき

(2) 譲渡所得に係る税額の計算

$$\text{収入金額} - \text{資産の取得費} - \text{譲渡の費用} = \text{譲渡益}$$

$$\text{譲 渡 益} - \text{①特別控除額} = \text{譲渡所得金額}$$

$$\text{譲渡所得金額} - \text{所得控除額} = \text{譲渡課税標準額}$$

※総合課税から引ききれない額

$$\text{譲渡課税標準額} \times \text{②税 率} = \text{譲渡所得の税額}$$

① 特別控除額

主なものは次のとおりです。

譲 渡 所 得 の 内 容	控 除 額
収用交換等による資産の譲渡	5,000万円
自己の居住用財産の譲渡	3,000万円
特定土地区画整理事業等での譲渡	2,000万円
特定住宅地造成事業等での譲渡	1,500万円
農地保有合理化等のための農地等の譲渡	800万円
低未利用土地等の譲渡	100万円

※ケースにより控除額が変わることがあります。



② 税率

税率は次のとおりです。

項 目	市 民 税	県 民 税
分離長期譲渡（一般）	3.0%	2.0%
優良住宅地等 （特例適用分）	2,000万円以下	2.4%
	2,000万円超	3.0%
居住用財産	6,000万円以下	2.4%
	6,000万円超	3.0%
分離短期譲渡（一般）	5.4%	3.6%
分離短期譲渡（軽減）	3.0%	2.0%
一般株式等の譲渡	3.0%	2.0%
上場株式等の譲渡	3.0%	2.0%
先物取引	3.0%	2.0%

5 退職所得に対する市民税・県民税（分離課税）

退職所得にかかる市民税・県民税は、退職金等の支払いの際に特別徴収されます。

(1) 退職所得の計算

$$\begin{aligned} & (\text{退職金等支払金額} - \text{退職所得控除額}) \times 1/2 \\ & = \text{退職所得の金額 (1,000円未満切り捨て)} \end{aligned}$$

退職所得控除額

勤続年数（1年未満は切り上げ）	退職所得控除額
20年以下のとき	40万円×勤続年数（80万円に満たないときは80万円）
20年を超えるとき	800万円+70万円×（勤続年数-20年）

※障がい者になったことに直接起因して退職したと認められる場合は、上記により算出された金額に100万円が加算されます。

(2) 退職所得に対する市民税・県民税額の計算

市民税額＝退職所得の金額×6%（市民税率）

県民税額＝退職所得の金額×4%（県民税率）

※市民税・県民税額に100円未満の端数がある場合は、100円未満の金額を切り捨てます。

6 申告について

市民税・県民税の申告は市役所へ
所得税の確定申告は税務署へ

(1) 期間

例年、2月1日から3月15日まで

（※詳しくは1月1日号の市報（予定）をご確認ください）

(2) 会場

市役所または各支所等（※各支所等は、期間を設けて順次受付）

(3) 方法

上記の会場で窓口受付または郵送

※大分市の公式ホームページで市民税・県民税の試算や申告書の作成ができます。申告書のデータ送信はできないので、印刷してご提出ください。



詳細は大分市の公式ホームページで「市民税 申告」と検索してください。

市民税 申告

検索

(4) 申告が必要な人

1月1日現在、市内に住み次のいずれかに該当する人

【前年中に収入があった人のうち】

- 営業等、農業、不動産、利子、配当、雑（公的年金等以外）などの収入があった人で、所得税がかからない人、確定申告書を提出する義務のない人
- 給与、公的年金等の源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする人
- 給与支払報告書が市に提出されていない人
- 給与、公的年金等の収入があった人で、これ以外の収入があった人（税務署への確定申告が必要ない20万円以下の所得でも市民税・県民税の申告は必要です）

※確定申告をする人は、市民税・県民税の申告は不要です。

【前年中に収入がなかった人のうち】

- 親族の確定申告書、給与支払報告書（年末調整）などで扶養控除の対象になっていない人
- 市外に住む親族の扶養控除の対象になっている人
- 前年中の合計所得金額が1,000万円を超える人の同一生計配偶者（税務署への確定申告で配偶者を同一生計配偶者として申告している場合などは不要です）

1月1日現在、市内に住んでいなかったが、市内に事務所、事業所、家屋敷のある人

(5) 申告に必要なもの

- 市民税・県民税申告書
- 番号確認書類：マイナンバーカード、マイナンバー記載の住民票など
- 本人確認書類：運転免許証、パスポート、健康保険証など
※マイナンバーカードをお持ちの人は、番号確認と本人確認が1枚でできます。
- 所得の計算に必要なもの（前年中の収入、事業経費に係るものに限りま）
 - ◇ 給与所得者、年金受給者：源泉徴収票、給与明細書、給与支払証明書など
 - ◇ 営業等、農業、不動産所得のある人：収入、必要経費がわかる帳簿や書類など
- 所得控除、税額控除の計算に必要なもの（前年中に支払ったものに限りま）
 - ◇ 雑損控除：罹災証明書、災害などに関連して支出をしたことがわかる領収書、保険金などで補てんされた金額の証明書など

- ◇医療費控除：①医療費控除の明細書、保険金などで補てんされた金額の証明書
②セルフメディケーション税制の明細書
※控除の適用を受けようとする①、②いずれかをご用意ください。
※領収書のみでは適用できません。必ず支払った医療費などを集計した明細書を作成して添付してください。
- ◇社会保険料控除：国民健康保険税、介護保険料、国民年金保険料などを支払ったことがわかる領収書や証明書など
- ◇障害者控除：障害者手帳など（前年の12月31日以前に発行されたもの）
- ◇生命保険料控除：生命保険、個人年金保険、介護医療保険の各種保険料控除証明書
- ◇地震保険料控除：地震保険料控除証明書、旧長期損害保険料控除証明書
- ◇寄附金税額控除：都道府県や市区町村、寄附先の法人などが発行する寄附金受領証明書など

市役所では確定申告書の作成（所得税の還付・納付等）はできませんので、税務署が設置する申告相談会場等をご利用ください。なお、自宅などでパソコンやスマートフォンを使って、e-Tax（電子申告）による確定申告ができます。その際、マイナンバーカードまたは税務署にて事前にID・パスワードの発行が必要です。

7 徴収の方法

(1) 普通徴収

事業所得者などの場合や、給与から市民税・県民税を差し引くことができない場合は、市から発送された納税通知書により、通常年4回（6月、8月、10月および翌年の1月末）に分けて個人で納めていただきます（納付書または口座振替）。これを普通徴収といい、納税通知書は毎年6月中旬にご自宅にお送りします。

(2) 給与からの特別徴収（天引き）

給与所得者の場合は、会社などの給与の支払者（特別徴収義務者）が、6月から翌年の5月までの各月の給与から税額を差し引きし、会社がとりまとめて各月分を翌月10日までに納めることになっています。これを給与からの

特別徴収といい、納税義務者には給与の支払者を通じて税額を通知します(毎年5月中旬頃)。

※退職した場合の市民税・県民税は?…Q & A (34ページ参照)

【令和5年度の場合】

令和4年1月～12月の給与所得等に基づいて、令和5年度分の市民税・県民税が課税されます。特別徴収の人については、令和5年6月～令和6年5月の給与支給時に徴収されます。

(3) 公的年金等からの特別徴収(天引き)

①特別徴収の対象者

年金所得がある場合で、次の条件の全てに該当する人は、公的年金等支払者(特別徴収義務者)から公的年金等が支給される時点で税額を差し引きし、公的年金等支払者が納めることになっています。これを公的年金等からの特別徴収といい、納税者には市から6月中旬に通知書をお送りします(非課税の人を除く)。

- ア 前年中に公的年金等の支払いを受けた人
- イ 当該年度の初日(毎年4月1日)において、国民年金法に基づく老齢基礎年金等の支払いを受けている65歳以上の人
- ウ 老齢基礎年金等の年額が18万円を超えている人

【注】上記ア～ウの条件に該当していても、特別徴収にならない場合があります。

- (例)
1. 公的年金等に係る所得について税額が生じない場合
 2. 特別徴収対象税額が介護保険料や国民健康保険税等を差し引いた老齢基礎年金等の残額を超える場合

②特別徴収の対象税額

公的年金等に係る所得の所得割額及び均等割額

※なお、公的年金等以外の所得がある場合、その所得に係る税額は普通徴収(納付書や口座振替)で納めます。また、給与から市民税・県民税を特別徴収されている人は、給与所得等に係る所得割額及び均等割額は、継続して給与から差し引かれます。

③各月の徴収方法（年金収入のみの場合）

ア 令和5年度に特別徴収が開始される人の徴収方法

納付月及び年金支給月	令和5年6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	令和6年2月
徴収方法	普通徴収		特別徴収(本徴収)		
徴収税額	年税額÷4	年税額÷4	年税額÷6	年税額÷6	年税額÷6
例) 年税額が 60,000円	15,000円	15,000円	10,000円	10,000円	10,000円

イ 令和4年度から引き続き特別徴収される人の、令和5年度の徴収方法

年金支給月	令和5年4月	6月	8月	10月	12月	令和6年2月
徴収方法	特別徴収(仮徴収)			特別徴収(本徴収)		
徴収税額	令和4年度の年金所得に係る、 市民税・県民税の1/6ずつ			年税額から4・6・8月の仮徴収額を 差し引いた金額の1/3ずつ		
例) 年税額が 4年度66,000円 5年度60,000円	11,000円	11,000円	11,000円	9,000円	9,000円	9,000円

※本人の死亡や転出、税額変更等により特別徴収が停止された場合は、普通徴収となります。

※徴収税額の計算方法(36ページを参照)

8 市民税・県民税と所得税

市民税・県民税と所得税の違い

区 分	市民税・県民税	所 得 税	
申 告 書	市民税・県民税申告書	確定申告書	
課 税 対 象 の 所 得	前年の所得	その年の所得	
税 額 の 決 定	納税義務者に対し、賦課計算	申告による	
納 付 の 方 法	普 通 徴 収	納税通知書により納付	
	給与からの特別徴収	税額通知書により通知(給与より差引き)	申告納付または源泉徴収
	年金からの特別徴収	〃 (年金より差引き)	

市民税・県民税と所得税の控除額の違い

控除の種類		市民税・県民税	所得税	人的控除の差	
(1)	基礎控除※1	43万円	48万円	5万円	
(2)	配偶者控除※2	一般の控除対象配偶者	最高33万円	最高38万円	納税義務者の年間所得による
		老人控除対象配偶者	最高38万円	最高48万円	納税義務者の年間所得による
(3)	配偶者特別控除※2	最高33万円	最高38万円	納税義務者および配偶者の年間所得による	
(4)	扶養控除	一般の扶養親族	33万円	38万円	5万円
		特定扶養親族	45万円	63万円	18万円
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	38万円	48万円	10万円
		同居老親等	45万円	58万円	13万円
(5)	障害者控除	一般の障がい者	26万円	27万円	1万円
		特別障がい者	30万円	40万円	10万円
		同居の特別障がい者	53万円	75万円	22万円
(6)	寡婦控除	26万円	27万円	1万円	
(7)	ひとり親控除	母	30万円	35万円	5万円
		父	30万円	35万円	1万円※3
(8)	勤労学生控除	26万円	27万円	1万円	

- ※1 合計所得金額が、2,400万円超～2,500万円であれば基礎控除に係る人的控除の差は5万円とします。2,500万円超であれば差は0円です。
- ※2 納税義務者の合計所得金額が1,000万円を超える場合、市民税・県民税について配偶者控除および配偶者特別控除の適用はありません。
- ※3 ひとり親控除（父）は旧寡夫控除相当の人的控除の差1万円をそのまま引き継ぎます。

Q アンド A

1 妻のパート収入と市民税・県民税の関係は？

Q わたしの妻は、昨年1月から12月までパートで働いていました。このパート収入によって、わたしの税金は影響を受けますか。また、妻自身に税金がかかるのはいくらからでしょうか。

A パート収入も普通のサラリーマンと同様に、給与収入として扱われますので、夫の所得から配偶者控除が受けられるかどうか、また、配偶者特別控除の金額がいくらになるかは、妻の収入と夫の収入に応じてかわります。

通常、妻の収入が一定の額を超えれば夫のとれる控除額は段階的に減り、夫の市民税・県民税は上がりますが、逆に妻の収入が減れば下がることになります。

妻自身が課税されるかどうか、夫の所得から配偶者控除または配偶者特別控除を受けられるかどうかは、次のようになります。



妻のパート収入金額	妻自身に 市民税・県民税が	夫の合計所得金額 (1,000万円以下)	
		配偶者控除の 対象に	配偶者特別控除の 対象に
0 ~ 965,000円	かからない	なる	ならない
965,001円~1,000,000円	かかる (均等割のみ)		
1,000,001円~1,030,000円	かかる (均等割と所得割)	ならない	なる
1,030,001円~2,015,999円			ならない
2,016,000円			ならない

※妻の所得控除が、基礎控除のみの場合を想定しています。

※妻に扶養親族がない場合を想定しています。

2 所得割額の計算は？

Q

私の前年の年末調整の結果は以下のとおりですが、私の市民税・県民税の所得割額の計算方法を教えてください。

給与収入	6,300,000円
社会保険料支払額	362,670円
生命保険料（旧契約・一般分）支払額	120,000円
扶養親族	
・妻（48歳）前年中の給与収入金額	900,000円
・長女（19歳）	
・次女（15歳）	
・母（同居 82歳）公的年金収入金額	430,000円
※年齢は前年の12月31日時点	

A

所得割額は「課税標準額×税率－調整控除額－税額控除額」で求めます（20ページ参照）。したがって、次の1.～2.のように所得金額や所得控除金額を算出してから、3.～4.の順番で計算していきます。

1. 所得金額の計算

給与所得の計算式（14ページ参照）より

$$6,300,000円 \div 4 \text{ (1,000円未満切捨て)} \times 3.2 = 440,000円$$
$$= \underline{4,600,000円} \cdots \langle A \rangle$$

2. 所得控除額（16ページ参照）

○社会保険料控除額

支払った保険料の全額362,670円が控除額となります。

○生命保険料控除額

支払った保険料は旧契約分で70,001円以上ですので、控除限度額の35,000円となります。

○配偶者控除

給与所得の計算式より、妻の所得金額は35万円です。よって、48万円以下かつ、本人の所得が900万円以下なので、配偶者控除330,000円が適用できます。（人的控除差 5万円…ア）

○扶養控除

- ・長女は19歳なので特定扶養控除450,000円が適用できます。（人的控除差 18万円…イ）
- ・次女は15歳なので年少扶養親族となり、扶養控除は適用できません。
- ・母の公的年金による雑所得は、計算式（14ページ参照）により0円になります（48万円以下）。また、82歳で同居しているので同居老親等扶養控除

に該当し、控除額450,000円が適用できます。(人的控除差 13万円…ウ)
 ○基礎控除…430,000円 (人的控除差 5万円…エ)

以上を合計して、所得控除額は2,057,670円となります。…〈B〉

3. 課税標準額

課税標準額＝所得金額－所得控除額
 ＝〈A〉－〈B〉＝4,600,000円－2,057,670円
 ＝2,542,330円⇒2,542,000円 (1,000円未満切捨て) …〈C〉

4. 所得割額

①税額控除前所得割額の計算

市民税・県民税ごとに、課税標準額〈C〉に該当する税率をそれぞれ乗じて求めます。

市民税…2,542,000円×6%＝152,520円…〈D〉

県民税…2,542,000円×4%＝101,680円…〈E〉

②調整控除額の計算 (21ページ参照)

○課税標準額〈C〉＝2,542,000円 ⇒ 200万円を超える

○所得税との人的控除の差 (ア～エ) の合計＝41万円…〈F〉

課税標準額が200万円を超える場合の調整控除額は、以下のように算出します。

$$\begin{aligned} & \{ \langle F \rangle - (\langle C \rangle - 200 \text{万円}) \} \times 5\% \\ & = \{ 410,000 \text{円} - (2,542,000 \text{円} - 2,000,000 \text{円}) \} \times 5\% \\ & = -6,600 \text{円} \Rightarrow 2,500 \text{円} \quad (2,500 \text{円未満の場合は、2,500円とします)。} \end{aligned}$$

この調整控除額を市民税・県民税に按分します。

市民税調整控除額＝1,500円 (6割) …〈G〉

県民税調整控除額＝1,000円 (4割) …〈H〉

③所得割額の計算

今回のケースでは税額控除の適用はありませんので、①で算出した税額控除前所得割額から調整控除額を差し引いて所得割額を求めます。

市民税所得割額＝〈D〉－〈G〉＝152,520円－1,500円
 ＝151,020円⇒151,000円 (100円未満切捨て) …〈I〉

県民税所得割額＝〈E〉－〈H〉＝101,680円－1,000円
 ＝100,680円⇒100,600円 (100円未満切捨て) …〈J〉

以上から、あなたの所得割額は〈I〉＋〈J〉＝251,600円となります。

3 所得が全くない場合の申告は？

Q わたしは大学生で、昨年は収入がなかったのですが、市から市民税・県民税の申告書が送られてきました。収入のない人は申告をする必要はないと思いますが。

A 市民税・県民税の申告書には、収入のなかった人にも記入していただく欄があります。収入のなかった人には市民税・県民税は課税されませんが、申告書を提出されていないと、所得・課税証明が必要なときに速やかに発行できないばかりでなく、各種行政サービスに支障をきたすこともありますので、該当する欄（「令和4年中（1月～12月）に収入のなかった人」）に記入のうえ提出してください。

なお、親族に扶養されている人でも、何らかの収入がある人は申告が必要です。

4 退職した場合の市民税・県民税は？

Q わたしは11月に会社を退職する予定で、その後は収入がなくなります。現在は毎月給与から市民税・県民税を引かれていますが、退職後はどのようなようになるのでしょうか。

A 市民税・県民税は前年の1月から12月までの所得について翌年6月に課税されます。また、サラリーマンに対する特別徴収（給与からの天引き）は6月から翌年の5月までの12回に分けて給与から差し引かれます。

このケースでは、6月分から11月分までの市民税・県民税は納入されますが、12月分から翌年5月分までは納入されませんので、次のいずれかの方法により納めていただくことになります。

- (1) 普通徴収となり市から送付される納税通知書により自分で納める。
- (2) 退職時に12月分以降の残りを一括して特別徴収してもらう。
- (3) 再就職した場合、新しい勤務先で特別徴収してもらう。

なお、退職金等に対する市民税・県民税は、その他の所得（給与所得など）とは区別され、退職金等の支払いの際に特別徴収されます。また、1月から退職するまでの給与所得に対しては、翌年6月に新しく課税されることになります。

5 市民税・県民税の納付先は？

Q わたしは、3月に大分市から転出しましたが、6月に大分市から納税通知書が送られてきました。これは大分市へ納付しなければならないのでしょうか。

A 市民税・県民税は、その年の1月1日を基準日として、そのときに居住していた市町村が課税することとなっています。そのため、基準日後に大分市から転出された方についても、その年度の市民税・県民税は大分市へ納付していただくことになります。

6 市民税・県民税の申告と確定申告の関係は？

Q 毎年確定申告をしている事業所得者ですが、税務署に行ったところ、今年は所得税がかからないので確定申告をする必要がないと言われました。この場合、市民税・県民税の申告はしないといけないのでしょうか。

A 所得税の確定申告をする必要がない場合であっても、所得がなかった場合や、給与や公的年金以外の収入があったり、源泉徴収票に記載されていない所得控除や税額控除の適用を受ける場合は、市民税・県民税の申告をする必要があります。

7 住宅借入金等特別税額控除とは？

Q 市民税・県民税で住宅借入金等特別税額控除を受けられるケースを教えてください。

(1) 【対象となる人】

A 所得税で住宅借入金等特別税額控除の適用を受けていて、かつ、所得税において住宅借入金等特別税額控除可能額が控除しきれなかった人。

※居住開始年月日：平成25年1月1日以降が対象

(2) 【控除される額】

次のいずれか小さい額が市民税・県民税から税額が控除されます。

- ①住宅借入金等特別税額控除可能額から所得税を差し引いた金額
- ②〈消費税なし、もしくは5%が適用されている人〉

所得税の課税総所得金額等の額×5%（上限97,500円）

〈消費税8%または10%が適用されている人〉
 所得税の課税総所得金額等の額×7%（上限136,500円）

〈消費税8%または10%が適用されている人で令和4年以降に入居した人〉
 所得税の課税総所得金額等の額×5%（上限97,500円）

※課税総所得金額等とは、課税総所得金額と課税退職所得金額と課税山林所得金額の合計額

(3) 【適用方法】

勤務先から提出のあった「給与支払報告書（年末調整済みのもの）」や、税務署の「確定申告書」の住宅借入金等特別控除の内容から、市民税課で市民税・県民税の住宅借入金等特別税額控除額を決定し、適用します。

8 公的年金等から特別徴収される市民税・県民税の額は？

Q

わたしは67歳で、令和4年中は年金収入のみです。
 令和5年度の市民税・県民税が年金から特別徴収される場合の各月の徴収税額を教えてください。

A

●令和5年度より新たに年金から特別徴収される場合

例) 年税額：60,500円…〈A〉+〈B〉

1. 年金から特別徴収される税額の合計：

年税額÷2=30,250円⇒30,200円（100円未満切捨て）…〈A〉

① 5年12月、6年2月に特別徴収される税額：

〈A〉÷3=10,066.666…円⇒各10,000円（100円未満切捨て）

② 5年10月に特別徴収される税額：

〈A〉-（10,000円×2）=10,200円

2. 普通徴収で納付する税額の合計：

年税額-〈A〉=30,300円…〈B〉

① 2期（5年8月）に納付する税額：

〈B〉÷2=15,150円⇒15,000円（1,000円未満切捨て）

② 1期（5年6月）に納付する税額：

〈B〉-15,000円=15,300円

●令和4年度から引き続き、令和5年度も年金から特別徴収される場合

例) 年税額 (令和4年度) 70,500円
年税額 (令和5年度) 60,500円…〈C〉+〈D〉

- 5年4・6・8月に特別徴収 (仮徴収) される税額の合計
4年度の年税額 $\div 2 = 35,250円 \Rightarrow 35,200円$ (100円未満切捨て) …〈C〉
 - 5年6・8月に特別徴収 (仮徴収) される税額
〈C〉 $\div 3 = 11,733.333\dots円 \Rightarrow$ 各11,700円 (100円未満切捨て)
 - 5年4月に特別徴収 (仮徴収) される税額
〈C〉 $-(11,700円 \times 2) = 11,800円$
- 5年10月・12月、6年2月に特別徴収される税額の合計
年税額 $-〈C〉 = 25,300円\dots 〈D〉$
 - 5年12月、6年2月に特別徴収される税額
〈D〉 $\div 3 = 8,433.333\dots円 \Rightarrow$ 各8,400円 (100円未満切捨て)
 - 5年10月に特別徴収される税額
〈D〉 $-(8,400円 \times 2) = 8,500円$

※各月の徴収方法については、29ページを参照してください。

9 上場株式等の配当所得等に係る所得税とは異なる課税方式の選択とは？

Q 確定申告する上場株式等の配当所得や譲渡所得について、市民税・県民税で所得税と異なる課税方式を選択する手続きはどのようにできますか。

A 所得税と異なる課税方式を選択するには、納税通知書が送達される日までに、市民税・県民税申告書を提出する必要があります (確定申告する上場株式等の配当所得や譲渡所得を全額申告不要とする際は、確定申告書内で手続きが可能です)。

所得税と異なる課税方式 (申告不要) を選択すると、確定申告した上場株式等の配当所得や譲渡所得は、扶養控除や配偶者控除の判定や国民健康保険税、介護保険料などの算定に含まれません。

ただし、配当控除や配当割額・株式等譲渡所得割額控除額の税額控除は受けられません。

※所得税と住民税とで異なる課税方式を選択できるのは、令和5年度までとなります。

法人市民税

1 法人市民税を納める人（納税義務者）

法人市民税の納税義務者は次のとおりです。

○…納税義務がある

×…納税義務がない

納 税 義 務 者	納める税額	
	均 等 割	法人税割
市内に事務所等（注1）がある法人	○	○
市内に寮等（注2）のみがある法人	○	×
市内に事務所等や寮等がある公益法人等で収益事業（注3）を行わないもの	○	×
市内に事務所等がある法人課税信託（注4）の受託者	×	○

（注1）事務所等とは、自己の所有に属するものであると否とを問わず、事業の必要から設けられた人的および物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいいます。

（注2）寮等とは、宿泊所、保養所など法人の従業員の宿泊、慰安、娯楽等の便宜を図るために常時設けている施設をいいます。

（注3）収益事業とは、販売業、製造業など法人税法施行令第5条に定める事業で、継続して事業場を設けて行われるものをいいます。

（注4）法人課税信託とは、信託のうち信託財産から生じる所得について受託者に法人税が課されるものをいいます。

2 法人市民税額の計算

$$\boxed{\text{均等割額}} + \boxed{\text{法人税割額}} = \boxed{\text{法人市民税額}}$$

① 均等割額の計算

法人の資本金等の額と市内の従業者数に応じて納めます。

$$\boxed{\text{事務所、事業所等を有していた月数}} \times \boxed{\text{税率}} \div \boxed{12} = \boxed{\text{均等割額}}$$

均等割の税率

資本金等の額	大分市内の従業者数	税率（年額）
50億円を超える	50人を超える	3,000,000円
	50人以下	410,000円
10億円を超え50億円以下	50人を超える	1,750,000円
	50人以下	410,000円
1億円を超え10億円以下	50人を超える	400,000円
	50人以下	160,000円
1千万円を超え1億円以下	50人を超える	150,000円
	50人以下	130,000円
1千万円以下	50人を超える	120,000円
上記に掲げる法人以外の法人等		50,000円

※資本金等の額及び従業者数の判定基準日

【予定申告】 資本金等の額：前事業年度の末日

従業者数：算定期間（注1）の末日

【それ以外の申告】 資本金等の額・従業者数ともに、算定期間の末日

（注1）算定期間とは、法人税額の課税標準の算定期間のことで、予定申告の算定期間は「事業年度開始日から6カ月を経過した日の前日」になります。

② 法人税割額の計算

法人税割額（100円未満切捨）＝課税基準となる法人税額（1,000円未満切捨）×税率

平成26年9月30日以前に 開始する事業年度	平成26年10月1日以後に 開始する事業年度	令和元年10月1日以後に 開始する事業年度
14.7%	12.1%	8.4%

3 申告と納付

事業年度終了後、法人自ら法人税割と均等割を計算し、2カ月以内に申告書を提出するとともに申告した税額を納めていただきます。

申告区分	納めるべき税額		申告と納付の期限
	均等割	法人税割	
予定申告	6カ月	前期の確定した税割額×6 ÷前期事業年度の月数	事業年度開始日以後6カ月を 経過した日から2カ月以内
中間申告	6カ月	事業年度開始日以後6カ月の 期間を1事業年度とみなし、仮 決算により計算した法人税額 を課税標準として計算した額	事業年度開始日以後6カ月を 経過した日から2カ月以内
確定申告	12カ月	法人税額を課税標準額として 計算した法人税割額	事業年度終了の日の翌日から 2カ月以内
		ただし、中間（予定）申告により納付 した税額がある場合は、その税額を差 し引きます。	

4 減免

収益事業を行わない次の法人は、申請により法人市民税均等割額が減免されます。

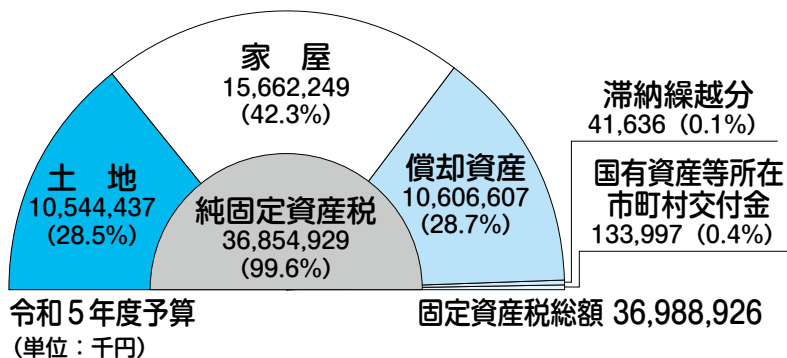
- ・公益社団法人、公益財団法人
- ・認可地縁団体
- ・特定非営利活動法人

5 法人の設立・支店等の設置届及び法人の異動届

設立（設置）届は、事業開始の日から10日以内、異動届は、異動後すみやかに提出してください。

固定資産税

固定資産税は土地・家屋・償却資産（これらを固定資産といいます。）を所有している人に、その固定資産の価格に応じて負担していただくものです。



1 固定資産税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市内に固定資産を所有している人です。所有している人とは、以下に所有者として登記または登録されている人です。

土地	土地登記簿または土地補充課税台帳
家屋	建物登記簿または家屋補充課税台帳
償却資産	償却資産課税台帳

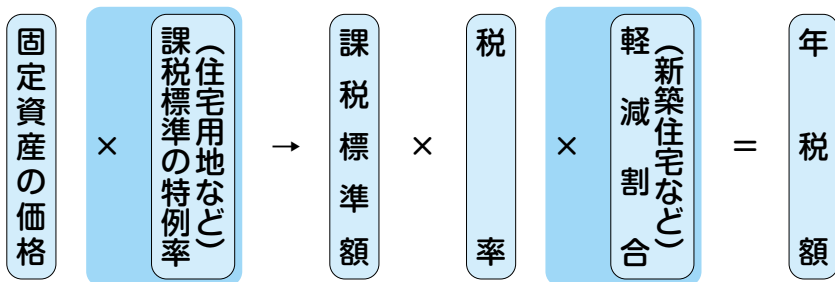


- ※納税義務者が死亡した時は、相続人が納税義務を受け継ぐことになります。相続人が2人以上いる場合は、代表者を決めていただくことになります。
- ※売買などで所有者の変更があった場合でも、登記簿などの名義変更が1月1日現在完了していなければ、旧所有者が納税義務者となります。

2 税額の決定

固定資産税は、次のような手順で税額が決定します。

■固定資産税＝課税標準額×税率（1.4%）



(1) 固定資産の価格

① 価格の据置措置

土地と家屋については原則として3年ごとの基準年度に評価替えを行い、その翌年度及び翌々年度は、土地の地目の変更、家屋の増改築などがあった場合、又は地価下落に応じた価格の修正があった場合を除き、基準年度の価格がそのまま据え置かれます。

評価替え 次の評価替えは2024（令和6）年度です。

評価替えとは、固定資産の価格の見直しのことです。

固定資産税は固定資産の価格、つまり「適正な時価」をもとに課税されるものです。

本来であれば毎年度評価替えを行い、納税者負担の公平を図るべきですが、3年ごとに価格を見直す制度になっています。

ただし、土地については、地価に関する諸指標から下落傾向が見られる地域では、評価額を簡易な方法で修正することができる特例措置が適用されます。

これにより、地価変動に即応した課税が可能になり、納税者負担の公平が図られます。

② 償却資産の申告制度

償却資産を所有している人は、毎年1月1日現在所有している資産を、資産が所在する市町村へ1月31日までに申告することが義務づけられています。

この申告に基づいて毎年評価し価格を決定します。

価格等縦覧帳簿（土地・家屋）の縦覧

縦覧とは、固定資産税（土地・家屋）の納税者の方が、固定資産課税台帳に登録された自己の所有する固定資産の価格について、同一市内に所在する他の土地や家屋と比較することができる制度です（土地のみ所有の方は土地のみ、家屋のみ所有の方は家屋のみの縦覧です。）。

市内で課税されている土地、家屋の価格などを記載した「価格等縦覧帳簿」を、ご覧になれます。

縦覧期間	4月1日から第1期納期限の日まで（土・日曜日、祝日を除く。）
------	--------------------------------

※縦覧については、事前に市報やホームページなどでお知らせしています。

- ◎縦覧できる人
- 納税者（法人代表者含む）
 - 納税管理人
 - 相続人
 - 納税者から委任された代理人

価格の不服と固定資産評価審査委員会

価格について不服がある場合は、大分市固定資産評価審査委員会に、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3カ月までに審査の申出をすることができます。

ただし、評価替えの年度以外は、地目の変更、家屋の増改築などがあった場合や地価下落に応じた評価額の修正があった場合を除き、審査の申出をすることができません。

(2) 税額の計算

① 課税標準額

原則として、固定資産課税台帳に登録された価格が課税標準額となります。ただし、下記の措置が適用される場合には、その課税標準額は価格よりも低く算定されます。

- (1) 住宅用地の課税標準の特例措置（45ページ参照）
- (2) 負担調整措置（46ページ参照）

② 税率

大分市の固定資産税の税率は1.4%（標準税率）です。

3 免税点

市内に同一人が所有する土地・家屋・償却資産のそれぞれの課税標準額が右の金額に満たない場合には、固定資産税は課税されません。

土	地	30万円
家	屋	20万円
償	却 資 産	150万円

4 納税の方法

4月上旬に送付する納税通知書と同封されている納付書により年4回に分けて納めていただきます（詳しくは67～72ページ参照）。

○令和5年度固定資産税納期限

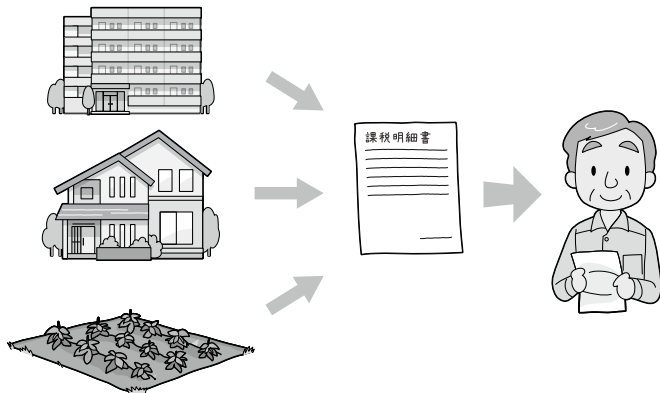
第1期	第2期	第3期	第4期
5月1日	7月31日	10月2日	1月4日

課税明細書

納税通知書とあわせて固定資産（土地・家屋）の明細書を送付しています。

明細書に記載されている物件は、1月1日（賦課期日）現在所有し、課税台帳又は補充課税台帳に登録されているものです。

※令和元年度から墓地等の非課税となっている物件も記載されています。



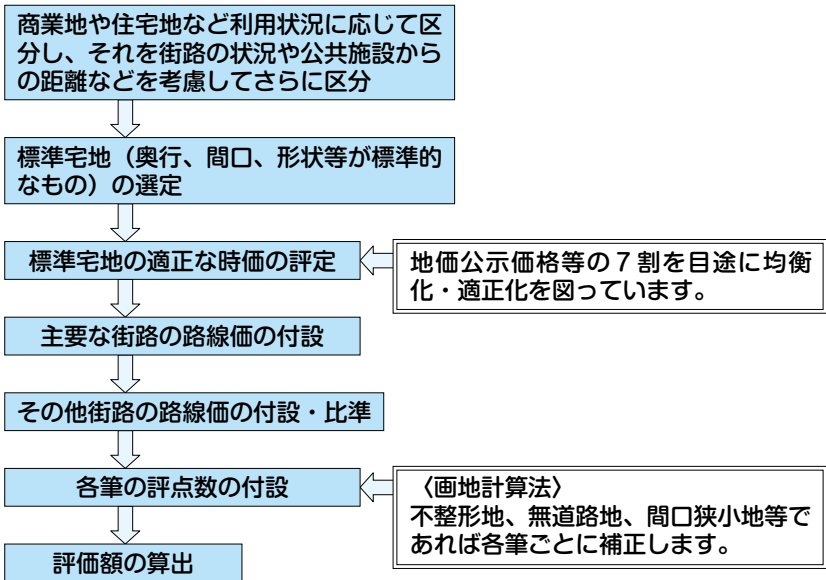
5 評価の方法

(1) 土地の評価

固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。

地目	田、畑、宅地、鉱泉地、池沼、山林、牧場、原野、雑種地、等 ※評価上の地目は、登記簿上の地目にかかわらず、その年の1月1日（賦課期日）の現況の地目によります。 ただし、農地法の規定により、宅地等への転用に係る許可を受けた農地等は除きます。
地積	原則、登記簿に登記されている地積によります。
価格 (評価額)	総務大臣が定めた固定資産評価基準に基づき、地目別に定められた評価方法により評価します。 宅地の場合は、地価公示価格および不動産鑑定士等による鑑定評価から求められた価格の7割を目途として評価を行なっています。

宅地の評価方法 …市街地宅地評価法の場合



※宅地以外の地目（田・畑・池沼・山林など）の土地は、評価方法が異なります。

課税標準の特例・軽減措置

① 住宅用地に対する課税標準の特例

住宅用地とは、その全部を居住の用に供する家屋（専用住宅）または、一部を居住の用に供する家屋（併用住宅）の敷地の用に供されている土地のことです。

特例の内容は、その地積に応じて、次のようになります。

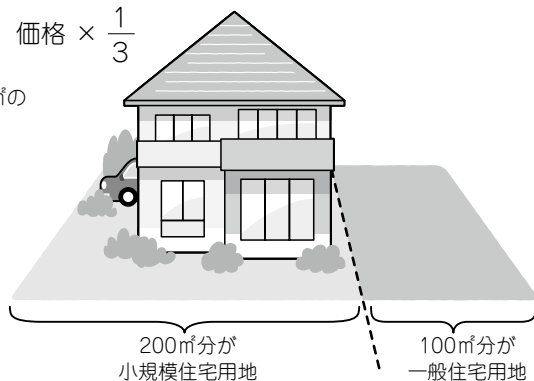
- 小規模住宅用地（200㎡以下の住宅用地【注】）の課税標準額

$$\text{価格} \times \frac{1}{6}$$

- 一般住宅用地（200㎡を超える部分の住宅用地）の課税標準額

$$\text{価格} \times \frac{1}{3}$$

敷地面積300㎡の
一戸建住宅



【注】 200㎡を超える場合は住宅1戸あたり200㎡までの部分が該当します。

② 市街化区域農地に対する課税標準の特例

- 市街化区域農地の課税標準額

$$\text{価格} \times \frac{1}{3}$$

負担調整措置による課税標準額の算定

商業地等の場合

原則

課税標準額＝価格×70%

ただし、前年度の課税標準額が、今年度の価格の70%を下回る場合は、以下のとおり負担の調整を行います。

- ①前年度の課税標準額が、今年度の価格の60～70%の場合
→前年度の課税標準額を据え置きます。(税負担を据え置き)
- ②前年度の課税標準額が、今年度の価格の60%未満の場合
→価格の60%に達するまで、価格の5%相当額ずつ課税標準額を引き上げます。
〔※ただし、上記により計算した課税標準額が、
・今年度の価格の60%を上回る場合には、価格の60%とします。
・今年度の価格の20%を下回る場合には、価格の20%とします。〕

住宅用地の場合

原則

今年度の課税標準額＝今年度の価格に住宅用地特例率（1/6または1/3）を乗じた額

ただし、前年度の課税標準額が、今年度価格（特例適用後）を下回る場合は、以下のとおり負担の調整を行います。

→今年度価格（特例適用後）に達するまで、価格（特例適用後）の5%相当額ずつ課税標準額を引き上げます。

〔※ただし、上記により計算した課税標準額が、
・今年度価格（特例適用後）を上回る場合には、価格（特例適用後）を今年度の課税標準額とします。
・今年度価格（特例適用後）の20%を下回る場合には、価格（特例適用後）の20%とします。〕

課税標準額は、前年度の課税標準額の今年度価格（住宅用地は特例率1/6または1/3を乗じた額）に対する割合に基づいて次ページの表により求められます。

区 分	前年度課税標準額の 今年度価格に対する割合	課税標準額の算出式
商業地等 の 宅 地	70%超	今年度価格×70%
	60%以上70%以下	前年度課税標準額（税負担を据え置き）
	60%未満	前年度課税標準額+（価格×5%） ※ただし、上記により計算した額が、 今年度価格の60%を上回る場合には、価格の60% 今年度価格の20%を下回る場合には、価格の20%
住宅用地	100%以上	今年度価格（特例適用後）
	100%未満	前年度課税標準額+（今年度価格（特例適用後）×5%） ※ただし、上記により計算した額が、 今年度価格（特例価格）を上回る場合には、価格（特例適用後） 今年度価格（特例価格）の20%を下回る場合には、価格（特例適用後）の20%
農 地	90%以上	前年度課税標準額×102.5%
	80%以上90%未満	前年度課税標準額×105%
	70%以上80%未満	前年度課税標準額×107.5%
	70%未満	前年度課税標準額×110%

(2) 家屋の評価

固定資産評価基準により、再建築価格を基礎に評価します。

① 新築家屋の評価

$$\text{再建築価格} \times \text{経年減点補正率} = \text{評価額}$$

再 建 築 価 格…評価の対象となった家屋と同一のものを評価の時点において、その
場所に新築するものとした場合に必要とされる建築費です。

経年減点補正率…家屋の建築後の年数の経過によって生じる損耗の状況による減価等をあ
らわしたものです（経過年数が1年未満は1年として計算します）。

② 新築家屋以外の家屋（在来分家屋）の評価

評価替えのときの評価額の算定方法は、新築家屋の場合と同じですが、再建築価格は、以下の式によって求められ、固定資産評価基準が定める再建築費評点補正率により、建築物価の変動分を考慮します。

$$\text{基準年度の前年度の再建築価格} \times \text{再建築費評点補正率} = \text{再建築価格}$$

評価替えにより評価替え前の評価額より高くなった場合は、原則として前年度（評価替え前）の評価額に据え置かれます。

なお、増改築または損壊等の事情のある家屋については、これらによる評価額を増減額します。

新築住宅軽減

新築の一般住宅やマンションなどの居住用家屋（専ら避暑、避寒その他の日常生活以外の用に供する家屋を除く）で、次のすべての要件にあてはまるときは税額が一定の期間2分の1に減額されます。

要件	内容
住居割合の要件	住居部分の割合が家屋の2分の1以上であること。
床面積の要件	住居部分の床面積が50㎡（一戸建て以外の貸家住宅にあっては40㎡）以上280㎡以下であること。 ○住宅に附属した物置等の面積も含めて判定します。 ○分譲マンションなどの区分所有家屋の床面積については、【専有部分床面積+持分であん分した共用部分床面積】で判定します。

○ 減額される範囲

専用住宅	120㎡までの部分
併用住宅	居住部分のうち120㎡までの部分

○ 減額される期間

ア	一般住宅（イ以外の住宅）	新築後3年度分
イ	3階建以上の中高層耐火建築物	新築後5年度分

その他の軽減

- ・ 耐震改修軽減
- ・ バリアフリー改修軽減
- ・ 省エネ改修軽減
- ・ 認定長期優良住宅軽減
- ・ サービス付き高齢者向け住宅軽減

詳細については、資産税課家屋担当班までお問い合わせください。

電話：(097) 537-7291

税額の計算例 (土地・家屋)

$$\boxed{\text{課税標準額}} \times \boxed{\text{税率 (1.4\%)}} = \boxed{\text{税額}}$$



土地 (家屋の敷地) 面積240㎡
 今年度の価格 37,344,000円
 前年度の課税標準額
 (住宅用地の特例及び負担調整措置適用後)
 3,340,987円

家屋 木造2階建専用住宅
 平成17年12月建築 面積110㎡
 令和5年度の価格 4,290,000円

【土地】

200㎡までが小規模住宅用地に該当し、残りの40㎡が一般住宅用地となります。
 今年度特例適用後の価格 $37,344,000円 \times 200/240 \times 1/6$ 【注1】
 $+ 37,344,000円 \times 40/240 \times 1/3$ 【注2】 = 7,261,333円

【注1】 小規模住宅用地の課税標準の特例です。 } (45ページ参照)
 【注2】 一般住宅用地の課税標準の特例です。 }

前年度課税標準額の今年度価格(特例適用後)に対する割合
 $= \text{前年度課税標準額} \div \text{今年度特例適用後の価格}$
 $= 3,340,987円 \div 7,261,333円 = 46\%$

今年度分の課税標準額は、
 $\text{前年度課税標準額} + (\text{今年度価格} \times 5\%)$ (46ページ参照)
 $= 3,340,987円 + (7,261,333円 \times 5\%) = \underline{\underline{3,704,053円}}$

今年度分の固定資産税は、
 $3,704,000円 \times 1.4\%$ (税率) = 51,856円 端数処理により、51,800円となります。

【家屋】 価格 = 課税標準額

- 令和5年度分の課税標準額は、4,290,000円
- 令和5年度分の固定資産税は、

$4,290,000円 \times 1.4\%$ (税率) = 60,060円 端数処理により、60,000円となります。

(3) 償却資産の評価

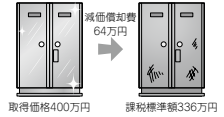
固定資産評価基準に基づき、取得価額【注3】を基礎とし、耐用年数及び取得後の経過年数に価値の減少(減価)を考慮して評価します。

① 前年中取得のもの

$$\text{取得価額} \times \left[1 - \frac{\text{減価率} \text{【注4】}}{2} \right] = \text{評価額}$$

② 前年前取得のもの

$$\text{前年度の評価額} \times \left[1 - \text{減価率} \right] = \text{評価額}$$



【注3】 取得価額とは…

償却資産を取得するためにその取得時において通常支出すべき金額（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費、その他用途に供するために直接要した費用の額を含む。）をいいます。

【注4】 減価率とは…

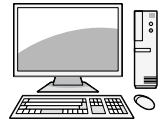
耐用年数表（財務省令）による耐用年数に応じて減少する率をいいます。

償却資産とは

法人や個人で、工場や商店などの事業を営んでいる方が所有する事業用資産であり、申告をしていただく必要があります。

- ・ 構築物…広告塔、駐車場の舗装、店舗内装、ビニールハウスなど
- ・ 機械及び装置…工作機械、建設機械、印刷機械、太陽光発電設備、ドローンなど
- ・ 船舶、航空機…漁船、ヘリコプターなど
- ・ 車両及び運搬具…大型特殊自動車（ラフタークレーンなど）
- ・ 工具、器具及び備品…エアコン、パソコン、複写機など

（例）



取得価額10万円未満で耐用年数1年未満の損金で費用処理する資産【注5】

自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの

申告対象外

【注5】 取得価額が20万円未満の償却資産で、税務会計上3年間で一括償却しているものについても申告対象外となります。

（ただし、30万円未満の資産で租税特別措置法第28条の2、及び第67条の5を適用して費用処理された資産は申告の対象となります。）

税額の計算例（償却資産）

償却資産は原則として、評価額が課税標準額となりますので、それに税率を乗じて税額を計算します。

$$\text{課税標準額（全資産の合計額）} \times \text{税率（1.4\%）} = \text{税額}$$

Q アンド A

10 今年の固定資産税は下がるのでしょうか？

Q 地価が下落しているので税金は下がるのでは？

A 現行の仕組みでは、税負担の公平性の観点から、負担水準（今年度価格に対する前年度課税標準額の割合）の均衡化を重視した調整措置が講じられています。具体的には、負担水準が高い土地は税負担を引き下げたり、据え置いたりする一方、負担水準が低い土地は税負担を引き上げていく仕組みとなっています。したがって、負担水準が低く、本来負担すべき税額までゆるやかに引き上げている過程にある土地では、地価が下落していても税額が上がるというケースが生じることがあります。

11 急に固定資産税額が上がったのは？

Q 令和元年10月に木造家屋を新築しましたが、令和5年度の固定資産税が急に高くなったのはどうしてでしょうか？

A 令和2、3、4年度分に適用されていた新築住宅軽減が終了したためです。

新築住宅に対しては、一定の要件を満たす場合、以下の期間で120平方メートルまでの住宅部分に相当する固定資産税額の2分の1が減額されます。

- 1 一般の住宅（2以外の住宅） …新築後3年度分
（認定長期優良住宅は5年度分）
- 2 3階建以上の中高層耐火建築物…新築後5年度分
（認定長期優良住宅は7年度分）

なお、都市計画税についてはこのような軽減はありません。

※令和5年度から新築住宅軽減が終了するのは次の住宅です。

一般の住宅	令和元年1月2日～令和2年1月1日までに建築された住宅
3階建以上の中高層耐火建築物	平成29年1月2日～平成30年1月1日までに建築された住宅
認定長期優良住宅	平成29年1月2日～平成30年1月1日までに建築された住宅
3階建以上の中高層耐火建築物 の認定長期優良住宅	平成27年1月2日～平成28年1月1日までに建築された住宅

12 太陽光発電設備は固定資産税（償却資産）の申告対象となるのでしょうか？

Q

太陽光発電設備を設置しましたが、固定資産税（償却資産）の申告は必要ですか？

A

家屋の屋根や土地等に設置された太陽光発電設備は、固定資産税（償却資産）の申告対象となります。ただし、個人の住宅用として設置された発電出力10kw未満で非事業用の太陽光発電設備は申告対象外となります。

なお、太陽光発電設備については、課税標準の特例が適用される場合がありますので、詳細は資産税課償却資産担当班までお問い合わせください。

※税制改正などにより変更になる場合があります。

軽自動車税（種別割）

軽自動車税（種別割）は、原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車および二輪の小型自動車（これらを軽自動車等といいます。）の所有者に対してかかる税です。

1 軽自動車税（種別割）を納める人（納税義務者）

毎年4月1日（賦課期日）現在、市内に主たる定置場がある軽自動車等の所有者です。

したがって、4月1日に所有者であれば、4月2日以後に廃車や譲渡をしてもその年度は課税されることになります。

※原付バイク・小型特殊自動車は「しばらく乗らないから」「乗らないが車両を持っている」という理由等で一時的に廃車（ナンバープレート返納）することはできません。

2 税 率

原動機付自転車および二輪車等の税率は、下記のとおりです。

車 種 区 分	税率（年税額）	
原動機付自転車	50cc以下 【特定小型*1を含む】【ミニカー*2除く】	2,000円
	90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー*2	3,700円
軽自動車	250cc以下 【軽二輪】	3,600円
	被牽引車 【ボートトレーラーなど】	3,600円
小型特殊自動車*3	農耕作業車 【トラクター・コンバインなど】	2,400円
	その他 【フォークリフトなど】	5,900円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円

※1 特定小型原動機付自転車とは、原動機付自転車のうち、電動機の定格出力が0.6kw以下であって長さ1.9m、幅0.6m以下かつ最高速度20km/h以下のものをいいます。（登録受付は令和5年7月より開始し、翌年度から課税されます。）

※2 ミニカーとは、三輪以上で総排気量が20ccを超え50cc以下のもので、車室を有するものまたは左右の車輪の間の距離が50cmを超えるものをいいます。

※3 小型特殊自動車に該当するトラクターやフォークリフトなどは、公道走行の有無に関わらず課税されます。

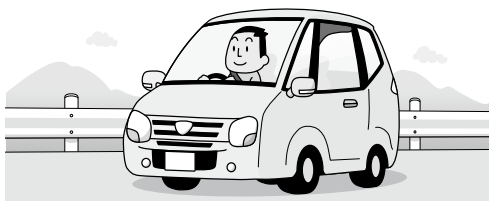
軽自動車（三輪および四輪以上）の税率は、下記のとおりです。

1. 車検証に記載されている「初度検査年月」の時期により税率が変わります。
2. 初度検査年月が平成27年4月以後の軽自動車は、**下表②**が適用されます。
3. 初度検査年月から起算して13年を超える軽自動車は、**下表③**が適用されます（電気自動車や被牽引車は除きます）。13年を超えない軽自動車は、**下表①**が適用されます。

車種区分			税率（年税額）		
			平成27年3月31日までに最初の新規検査を受けた車両 ①	平成27年4月1日以後に最初の新規検査を受けた車両 ②	最初の新規検査から13年超の経年車両 ③
三輪(660cc以下のもの)			3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上 (660cc以下のもの)	乗 用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物用	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円

4. **上表②**のうち、令和4年4月1日～令和5年3月31日に新規登録した軽自動車で、一定の環境性能を有するものは、令和5年度分の軽自動車税（種別割）に限り税を軽減する特例措置（**下表④**）があります。

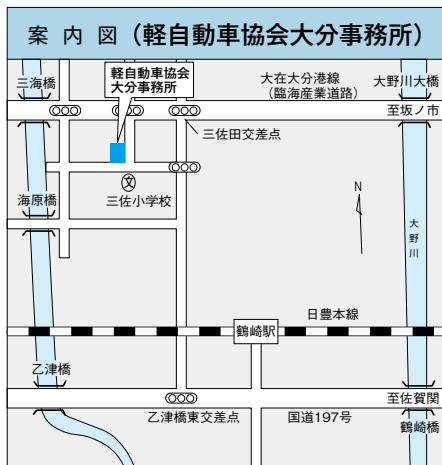
車種区分			税率（年税額） ④		
			電気軽自動車・天然ガス軽自動車 〔平成30年排出ガス規制適合 又は平成21年排出ガス規制 からNOx10%低減達成〕	★★★★: 平成30年排出ガス規制からNOx50%低減達成 又は平成17年排出ガス規制からNOx75%低減達成かつ、 令和12年度燃費基準90%達成かつ、令和2年度燃費基準達成車	
三輪 (660cc以下のもの)	乗 用	営業用	1,000円	2,000円	3,000円
		自家用		適用なし(3,900円)	
	貨物用	営業用		適用なし(3,900円)	
		自家用		適用なし(3,900円)	
四輪以上 (660cc以下のもの)	乗 用	営業用	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	2,700円	適用なし(10,800円)	
	貨物用	営業用	1,000円	適用なし(3,800円)	
		自家用	1,300円	適用なし(5,000円)	



3 申告

軽自動車等を取得した人や大分市内に主たる定置場を移した人は15日以内に、廃車や譲渡により所有しなくなった人や大分市内から主たる定置場を移した人は30日以内に、次の場所で申告してください。

車 種	申告場所
原 動 機 付 自 転 車 (125cc以下のバイク)	税制課 TEL 537-7314 東部・西部資産税事務所 大南・大在・坂ノ市・佐賀関・野津原・ 明野支所、本神崎・一尺屋連絡所
小 型 特 殊 自 動 車 (農耕用トラクター、フォークリフト等)	
軽 自 動 車 (三輪・四輪)	全国軽自動車協会連合会 大分事務所 TEL 524-0222 大分市三佐5丁目1番27号
二 輪 車 (125cc超のバイク)	大分運輸支局登録部門 TEL 050-5540-2087 大分市大州浜1丁目1番45号



4 身体障がい者等に対する減免

身体や精神に障がいを持っている人が所有（使用）する車両で一定の要件に該当するときは、納期限までに申請すれば税が減免されます。

ただし、減免を受けられるのは、障がい者1人について1台です。自動車税（種別割）と軽自動車税（種別割）の両方で減免を受けることはできません。

5 納税の方法

軽自動車税（種別割）は、市役所から送付された納税通知書にもとづき5月末日までに納めていただくことになっています。

なお、自動車税（種別割）と異なり軽自動車税（種別割）には月割課税制度はありません。そのため、4月2日以後に軽自動車等を所有した場合には、その年度分の税金はかかりませんが、4月2日以後に廃車または譲渡した場合には、その年度分の税金は全額納めていただくことになります。



13 年度途中で軽自動車等を譲渡した場合の軽自動車税は？

Q わたしは、4月中旬に50ccのバイクを友人に譲ったのですが、しばらくして自分のところに納税通知書が届きました。バイクは友人に譲ったのにわたしが税金を納めなければならないのでしょうか。

A 軽自動車税（種別割）は、毎年4月1日現在でバイクなどの軽自動車等を所有している人に課税されますので、譲られたバイクの税金は、今年度まではあなたに納めていただくことになります。

なお、バイクの譲渡の申告がなされていないと、来年度もあなたに課税されます。軽自動車等を譲ったり廃車したりしたときなどは、55ページ掲載の申告場所で早めに手続きを済ませてください。

14 盗難にあったバイク（原動機付自転車）の税金は？

Q 盗難にあい、バイク（原動機付自転車）もナンバープレートもありません。どうすればよいのでしょうか。

A まず、管轄の警察へ盗難届を出してください。
しばらくしても見つからなければ、市役所の窓口（55ページ掲載の申告場所）で廃車の手続きをしてください。

手続きをせずに4月1日を経過しますと、再び課税されることとなります。

軽自動車税（環境性能割）

令和元年10月1日に、自動車取得税を廃止し創設された税目です。

三輪以上の軽自動車を取得した時に、主たる定置場の市町村が、その軽自動車を取得した人に課税しますが、当分の間、大分県が賦課徴収を行います。ご不明な点は大分県税事務所（TEL 506-5771）、又は大分県自動車税管理室（TEL 552-1121）へお問い合わせください。

市たばこ税

市たばこ税は、製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者が、市内の小売販売業者に売り渡した製造たばこに対してかかる税です。

1 市たばこ税を納める人（納税義務者）

製造たばこの製造者、特定販売業者または卸売販売業者です。

※たばこの小売価格には、市たばこ税が含まれていますので、実際に税金を負担しているのは、たばこを買う人です。

2 税額の計算

売渡し本数

×

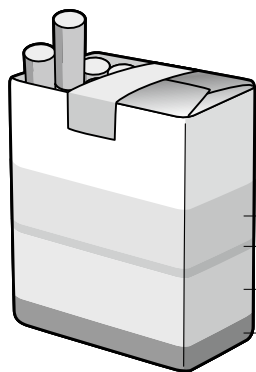
税率（千本につき6,552円）

（※税率は今後段階的に改定される予定です。）

3 納税の方法

製造たばこの製造者、卸売販売業者等が、毎月算出した税額を翌月末日までに申告し、納めます。

参考 たばこ1箱（580円）の中の税金は…



市たばこ税	131.04円
県たばこ税	21.40円
国たばこ税 (特別税金)	152.44円
消費税 (地方消費税含)	52.73円
	<u>357.61円</u>

鉱産税

鉱産税は、鉱物の掘採事業に対してかかる税です。

1 鉱産税を納める人（納税義務者）

鉱物の掘採事業を行う鉱業者です。

2 税額の計算

山元での鉱物の価格×税率（1%）

ただし、1ヵ月に掘採した鉱物の価格が200万円以下の場合には、税率は0.7%です。

3 納税の方法

鉱業者が翌月の末日までに申告し、納めます。

特別土地保有税

特別土地保有税は、土地の投機的取引の抑制と有効利用の促進を図ることを目的として昭和48年に創設されました。しかし、平成15年度の税制改正により、土地流通に関する税負担を軽減する観点から、平成15年度以降課税を停止し当分の間、新たな課税を行わないこととなりました。

入 湯 税

入湯税は、環境衛生施設や消防施設の整備あるいは観光の振興などに要する費用にあてるための目的税です。

1 入湯税を納める人（納税義務者）

温泉（鉱泉浴場）の入湯客です。

2 税 率

1人1日について150円



3 課税免除

次に掲げる人は、入湯税が課税されません。

- (1)12歳未満の人
- (2)共同浴場又は公衆浴場に入湯する人で、施設の利用に関して支払う入場料、休憩料、入湯料、役務の対価等の合計金額が1,000円以下の人
- (3)連続して5日以上長期療養を目的とする人
- (4)市内にお住まいの65歳以上の人
- (5)市内にお住まいで身体障害者手帳などの交付を受けている人
- (6)修学旅行その他の教師の引率のもとに学校教育の一環として行われる行事に参加する人

4 納税の方法

浴場の経営者等が入湯客から徴収して、翌月の15日までに申告し納めます。

5 使 途

入湯税は、地方税法第701条の規定により、環境衛生施設や消防施設の整備あるいは観光の振興などに要する費用にあてるための目的税です。令和5年度においては、下記の財源として活用します。

(単位：千円)

内 容	令和5年度 予算額	一般財源*	うち入湯税充当額
1 環境衛生施設の整備	938,079	711,320	14,205
2 消防施設の整備	397,073	318,274	6,356
3 観光の振興	1,534,908	314,465	6,280
合 計	2,870,060	1,344,059	26,841

*一般財源は予算額から国庫支出金などの特定財源を除いたものです。

事業所税

事業所税は、人口・企業が著しく集中する一定規模（人口30万人以上）の都市の道路・防災・教育文化施設など、都市環境の整備や改善に必要な財源として使われる目的税です。

1 事業所税を納める人（納税義務者）

市内の事業所などにおいて、事業を行う法人または個人です。

2 税額の計算

事業所税は、事業所などの床面積に応じて負担する資産割と従業者数に応じて負担する従業者割を合算して税額を算出します。

区 分	資 産 割	従 業 者 割
課 税 標 準	算定期間【*1】の末日現在における事業所床面積	算定期間【*1】中に支払われた従業者給与総額
税 率	1㎡につき600円	従業者給与総額の0.25%
免 税 点	事業所床面積1,000㎡以下	従業者数100人以下

【*1】「算定期間」とは、法人は事業年度、個人は1月1日から12月31日までをいいます。

3 納税の方法

納 税 の 方 法	納税義務者が課税標準や税額などを申告し、納めます。【*2】	
申 告 納 付 期 間	法人	事業年度終了の日から2カ月以内
	個人	翌年の3月15日まで

【*2】免税点以下で事業所税がかからない場合でも、事業所床面積の合計が800㎡を超えるとき、または従業者数の合計が80人を超えるときは申告が必要です。

お願い

〈事業所用家屋を貸付けている場合〉

「事業所用家屋の貸付等申告書」を提出してください。

〈事業所用家屋を新設・廃止した場合〉

「事業所等の新設・廃止申告書」を提出してください。

4 使 途

事業所税は、地方税法第701条の30の規定により、人口・企業が著しく集中する一定規模（人口30万人以上）の都市の道路・防災・教育文化施設など、都市環境の整備や改善に要する費用にあてるための目的税です。令和5年度においては、下記の財源として活用します。

（単位：千円）

内 容		令和5年度 予算額	一般財源*	うち事業所税充当額
1	道路の整備	2,214,944	307,534	99,782
2	防災に関する事業	501,813	99,431	32,261
3	教育文化施設の整備	4,946,355	1,051,830	341,277
4	市債の償還	8,216,204	8,216,204	2,665,829
合 計		15,879,316	9,674,999	3,139,149

*一般財源は予算額から国庫支出金などの特定財源を除いたものです。

都 市 計 画 税

都市計画税は、総合的な街づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用の一部を負担していただくために設けられた目的税です。

1 都市計画税を納める人（納税義務者）

毎年1月1日（賦課期日）現在で、市街化区域内に所在する土地・家屋を所有している人です。

2 税額の算出

課税標準額

×

税率 (0.25%)

=

税額

- 課税標準額は、原則として固定資産課税台帳に登録された価格です。

なお、土地については、固定資産税と同じように次の措置が適用されません。

- (1) 住宅用地に対する課税標準額の特例措置
 - ・小規模住宅用地 価格の1/3
 - ・一般住宅用地 価格の2/3

- (2) 市街化区域農地に対する課税標準額の特例措置
市街化区域農地 価格の2/3
- (3) 負担調整措置

3 免税点

固定資産税で免税点（43ページ参照）未満の人は、都市計画税も課税されません。

4 納税の方法

固定資産税とあわせて納めていただきます。

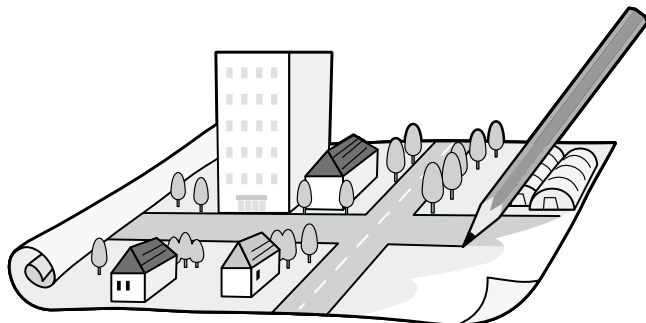
5 使 途

都市計画税は、地方税法第702条第1項の規定により、総合的な街づくりを目的として行う都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用にあてるための目的税です。令和5年度においては、下記の財源として活用します。

(単位：千円)

内 容	令和5年度 予算額	一般財源*	うち都市計画税充当額
1 街路の整備	970,542	69,442	57,095
2 公園の整備	390,492	57,692	47,435
3 市街地の開発	1,255,026	109,226	89,806
4 市債の償還	5,770,973	5,770,973	4,744,907
合 計	8,387,033	6,007,333	4,939,243

*一般財源は予算額から国庫支出金などの特定財源を除いたものです。



国民健康保険税

国民健康保険税は、国民健康保険事業・後期高齢者医療制度・介護保険事業に要する費用として収入に応じて負担していただくために設けられた目的税です。

国民健康保険加入者で介護保険第2号被保険者（40歳から64歳までの人）の介護保険料は国民健康保険税の一部として納めていただきます。

1 国民健康保険税を納める人（納税義務者）

国民健康保険税を納める人は世帯主です。なお、世帯主が国民健康保険の加入者でなくても、同一世帯に国民健康保険に加入している人がいる場合には世帯主（このような世帯主を擬制世帯主と言います。）に国民健康保険税を納めていただきます（この場合の世帯主の所得は、課税対象になりません）。

※特別な事情により世帯主（擬制世帯主に限る）の変更を希望される人は国保年金課賦課・資格担当班にご相談ください。

2 税額の計算

医療分

所得割額＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額＝税額（賦課限度額65万円）

支援分

所得割額＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額＝税額（賦課限度額22万円）

介護分

所得割額＋被保険者均等割額＋世帯別平等割額＝税額（賦課限度額17万円）

の合計額

区分	課税標準	税率		
		医療分	支援分	介護分
所得割額	前年中の総所得金額等から基礎控除（43万円）を差し引いた額（所得のある人個々に計算）	8.65%	2.49%	2.5%
被保険者均等割額	世帯内の被保険者数1人当たり（介護分は介護保険第2号被保険者数）	26,500円	7,700円	8,700円
世帯別平等割額	一世帯当たり	25,700円	6,900円	5,900円
賦課限度額		650,000円	220,000円	170,000円

軽減制度

①低所得世帯に対する軽減措置

世帯（世帯主・被保険者および特定同一世帯所属者^[注1]）の前年の総所得金額等の合計額が下記の基準以下の場合、均等割額・平等割額が減額されます。ただし、市役所で所得の把握ができない場合、減額できないことがあります。

軽減割合	該当する世帯の所得額基準(世帯(世帯主および被保険者等)の所得等合計額)
7割軽減	43万円+10万円×(給与・年金所得者数 ^[注2] -1)以下
5割軽減	43万円+(29万円×被保険者等数)+10万円×(給与・年金所得者数-1)以下
2割軽減	43万円+(53.5万円×被保険者等数)+10万円×(給与・年金所得者数-1)以下

※医療分・支援分・介護分とともに同じ軽減割合となります。

[注1] 「特定同一世帯所属者」とは、市町村国保から直接、後期高齢者医療の資格を取得した人をいいます。

[注2] 一定の給与所得者（給与収入が55万円を超える方）と公的年金所得者（公的年金等の収入が60万円を超える65歳未満の方、または公的年金等の収入が125万円を超える65歳以上の方）をいいます。

②義務教育就学前の子どもへの軽減措置

義務教育就学前の子どもの均等割額が、5割軽減されます。①の対象世帯の子どもの場合は、①の軽減後の均等割額に5割軽減が適用されます。

後期高齢者医療制度の創設に伴う国民健康保険税における軽減

後期高齢者医療制度の創設に伴って、国民健康保険税の算出上、次のような措置があります。

- ・後期高齢者医療制度の被保険者（75歳以上の高齢者の方など）となったことにより、世帯の国民健康保険被保険者数が減少しても、従前と同様の軽減を受けることができます。
- ・国民健康保険被保険者が、後期高齢者医療制度の被保険者となったことで、その世帯の国民健康保険加入者がひとりになった場合、その時点以降の医療分および支援分にかかる平等割を減額します。

また、被用者保険（社会保険等）から後期高齢者医療制度の被保険者となったことにより、その人の被扶養者（65～74歳）が国民健康保険に加入する場合について、減免制度があります。

非自発的失業者に対する国民健康保険税の軽減

会社の倒産・解雇等で失業し、雇用保険の「特定受給資格者」または「特定理由離職者」とされた人（非自発的失業者）を対象に、国民健康保険税の算定の際、失業から一定期間（最長2年度）前年の給与所得を30/100とみなして、国民健康保険税が軽減されます。

軽減の対象となる人は、離職時に65歳未満で離職理由の番号が「11・12・21・22・23・31・32・33・34」となっている人です。申告の際には雇用保険受給資格者証または雇用保険受給資格通知、個人番号カードまたは通知カードおよび本人確認書類が必要です。

月割計算

国民健康保険に加入や脱退した場合は、加入は加入した月から年度末まで、脱退は4月から脱退の前月まで、それぞれの期間に応じて月割で計算されます。この場合、世帯の一部加入や脱退についても適用されます。

① 年度の途中で75歳になる人

75歳になる月の前月までを月割で計算し、その年度末までの納期に振り分けます。

年度途中で75歳になる被保険者のみの世帯は、75歳になる月の前月までの納期に振り分けます。

② 介護保険第2号被保険者

(ア) 年度の途中で40歳になる人

40歳になったとき（40歳の誕生日、1日生まれの場合はその前月）の分から介護分を月割で計算します。

(イ) 年度の途中で65歳になる人

65歳になる月の前月（1日生まれの場合は前々月）までの介護分を月割で計算し、その年度内の納期に振り分けます。

3 納税方法

◎納付書は一年分（10回分）を一括して6月に郵送します。

納期は6月、7月、8月、9月、10月、11月、12月、1月、2月、3月です。税額が変わった場合は、そのつど更正後の納付書を送付します。それ以後の納期分については、新たに送付した納付書で納入していただきます。

◎納付に便利な口座振替をご利用ください。

◎年金天引き（特別徴収）について

国民健康保険に加入している世帯主および世帯全員が65歳から74歳で主に次の3つの条件を満たす場合、原則、国民健康保険税を世帯主の年金から年金支

給月ごとに天引きします。

- ・国民健康保険の世帯主が年額18万円以上の年金を受給している場合
 - ・国民健康保険の世帯主の介護保険料が特別徴収（年金天引き）されている場合
 - ・国民健康保険の世帯主の介護保険料と世帯の国民健康保険税の1回の特別徴収の合計額が世帯主の1回の年金支給額の2分の1を超えない場合
- 年金天引きする世帯主には、特別徴収開始の時期や金額の通知を郵送します。また、年金天引きの対象者で口座振替を希望される人は、年金天引き中止届と口座振替依頼書の手続きが必要となります。
- なお、変更は手続き後2～3カ月程度かかります。

Q アンド A

15 加入手続きが遅れた場合の国民健康保険税は？

Q

令和4年9月末に会社を退職し、令和5年4月に国民健康保険の加入手続きをしました。ところが、国民健康保険税は令和4年10月から計算されているようです。会社を退職してからは健康保険証をもらっていませんでしたが、その分の国民健康保険税まで負担しなければならないのでしょうか？

A

他の市町村から転入したり、他の健康保険をやめたりした場合、国民健康保険の加入手続きをしたときから国民健康保険税を納めればよいと考えがちですが、現在の医療保険制度では資格のない空白の日は認められておりません。

よって、国民健康保険の資格は、他の健康保険が適用されなくなった日、または転入した日から発生し、国民健康保険税も届け出の遅れた分をさかのぼって負担していただくことになります。

納税通知書

市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税の納税通知書は1年に1回、第1期の納付月にお届けしています。なお、軽自動車税（種別割）の納税通知書は毎年5月10日までに発送することとしており、納期限は5月末となっています。



※市民税・県民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税の納付書は納期別に1枚ずつとなっておりますので、ご納付の際は納付書に記載されている期別と納期限を確認のうえ、お間違えのないようご使用ください。

※納付書は機械で処理しますので、折りまげたり、汚したりしないよう大切にお取扱ってください。

※納税通知書の宛名は住民票などをもとに作成していますが、異動や、ご住所、お名前などの誤りがあった場合は、お手数ですが納税通知書の発送担当課にお知らせください。

市税の納付は便利で確実な口座振替（自動払込）で！

この制度は、金融機関の預・貯金口座から各納期限日に自動的に振替を行い納税するものです。

納め忘れの心配がなく、納付に出かける手間が省けます。

◆こんな悩みも口座振替（自動払込）にすれば解決です。

(1) ご利用できる税目

- ① 市民税・県民税（普通徴収）
- ② 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- ③ 固定資産税（償却資産）
- ④ 軽自動車税（種別割）
- ⑤ 国民健康保険税



仕事が
忙しくて
つつい…



納付書を
どこへやった
かしら？



納めに
いくのも
めんどうだな…

(2) ご利用できる金融機関等

- ・銀行
大分銀行・豊和銀行・みずほ銀行
三井住友銀行・伊予銀行
福岡銀行・肥後銀行・宮崎銀行
西日本シティ銀行・北九州銀行
愛媛銀行
- ・信用金庫
大分信用金庫・大分みらい信用金庫
- ・その他の金融機関等
大分県信用組合・九州労働金庫
大分県農業協同組合
大分県信用農業協同組合連合会
大分県漁業協同組合
ゆうちょ銀行

(3) お申込み手続

- ① 通帳届出印による申込み
口座振替を希望する金融機関、市役所納税課、国保年金課、各支所・連絡所窓口にてお申込みください。また、ゆうちょ銀行を希望される場合は、直接ゆうちょ銀行・郵便局窓口にてお申込み下さい。
お申込みには、通帳、通帳届出印、納税通知書が必要です。
- ② キャッシュカードによる申込み（国民健康保険税のみ可能）
（大分銀行、豊和銀行、大分信用金庫、大分みらい信用金庫、大分県信用組合、ゆうちょ銀行、大分県農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会の口座に限る）
国保年金課、各支所の窓口では、通帳届出印の代わりに、キャッシュカードでお申込みを行う、ペイジー口座振替受付サービスも利用できます。
暗証番号のわかるキャッシュカード、本人確認のできるもの（運転免許証等）、納税通知書をお持ちになって、窓口へお越しください。
※金融機関の窓口ではお申込みできません。
※お持ちのキャッシュカードの種類によっては、取扱いできない場合があります。

納期限と納める場所

● 令和5年度 市税の税目別納期限一覧表

税目	納期		令和5年									令和6年			計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月			
市民税・県民税(普通徴収)			1期		2期		3期				4期			4回	
固定資産税(償却資産を含む)	1期			2期		3期				4期				4回	
軽自動車税(種別割)		全期												1回	
国民健康保険税			1期	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期	10回		
納期限	5/1	5/31	6/30	7/31	8/31	10/2	10/31	11/30	固定 1/4 国保 12/28	1/31	2/29	4/1			

● 令和5年度 その他市税の納期限など

税目		納期限	納税義務者
市民税・県民税 (特別徴収)	給与	翌月の10日まで(6月から翌年の5月まで)	特別徴収義務者(事業所など)
	退職所得	退職金等を支払った月の翌月の10日まで	
	公的年金等	年金支払い月の翌月の10日まで	
法人市民税	確定申告	事業年度終了の日の翌日から2カ月以内	大分市内に事務所や事業所等がある法人
	中間申告 (予定)	事業年度開始日以後6カ月を経過した日から2カ月以内	
市たばこ税		翌月の末日まで	製造たばこの製造者・卸売販売業者など
入湯税		翌月の15日まで	入湯客(鉱泉浴場の経営者などが入湯客から徴収)
事業所税	法人	事業年度終了の日から2カ月以内	事務所の床面積1,000㎡超または従業員数100人超の事業者
	個人	事業を行った年の翌年の3月15日まで	
国民健康保険税 (特別徴収分)		年金支払い月の翌月の10日まで	年金支払者(日本年金機構など)

※納期限が金融機関の休業日の場合は、翌営業日が納期限となります。

● 市税を納める場所

具体的には次のとおりです。(令和5年4月1日現在)

銀 行	大分銀行、豊和銀行、伊予銀行、福岡銀行、肥後銀行、宮崎銀行、西日本シティ銀行、北九州銀行、愛媛銀行
信 用 金 庫	大分信用金庫、大分みらい信用金庫
そ の 他	大分県信用組合、九州労働金庫、大分県農業協同組合、大分県信用農業協同組合連合会、大分県漁業協同組合
ゆ う ち ょ 銀 行 (郵 便 局)	一部納付書については、沖縄県及び九州外では、郵便振替の納付書が必要です
コンビニエンスストア (大分市に代わり 代理受領しています)	〈全税目〉 セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ、ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家 (国民健康保険税のみ以下のコンビニエンスストアでも納めることができます。) セイコーマート、ハマナスクラブ、ハセガワストア、タイエー、MMK設置店
市 役 所 (支 所 等)	納税課 国保年金課 (国民健康保険税) 東部資産税事務所 (鶴崎市民行政センター内) 西部資産税事務所 (穂田市民行政センター内) 大南、大在、坂ノ市、佐賀関、野津原、明野の各支所 本神崎、一尺屋、今市の各連絡所

※1. 次の場合はコンビニエンスストアで納付のお取り扱いができません。

- ・金額が30万円を超える納付書
 - ・バーコードが印刷されていない納付書
 - ・バーコードの読取ができない納付書
 - ・納付書に記載されている納期限を過ぎた納付書
2. 支所・連絡所では、金融機関等の営業時間帯には近くの金融機関等での納付をお願いいたしております。
 3. QRコードが印字されている納付書は、全国の地方統一QRコード対応の金融機関でもご利用できます。利用可能な金融機関については、「地方税お支払いサイト」のよくあるご質問をご確認ください。(QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です)

クレジットカード・ペイジーで市税の納付ができます

〈ご利用できる税目〉

- 市民税・県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 固定資産税（償却資産）
- 軽自動車税（種別割）

1 インターネットを利用したクレジットカード納付

パソコンやスマートフォンからインターネットを利用して、「地方税お支払いサイト」にアクセスし、納付書に印字されたQRコードを読み取るか、納付書番号を入力することで、納付ができます。

【システム利用料一覧】

納付額	システム利用料
1円～10,000円	37円（税込40円）
10,001円～20,000円	112円（税込123円）
20,001円～30,000円	187円（税込205円）
30,001円～40,000円	262円（税込288円）
※以降、納付金額が10,000円ごとにシステム利用料が75円（消費税別）加算されます。	

【利用可能なカードブランド】



【注意事項】

- ・令和5年4月より従来の「大分市税納付サイト」でのクレジットカード納付はご利用できません。
- ・納付金額に応じて一定の手数料負担があります。
- ・合計額が1,000万円以上の場合にご利用できません。

2 Pay-easy（ペイジー）納付

ペイジーに対応している、ATM（現金自動預払機）・インターネットバンキング・モバイルバンキングを利用して納付することができます。

ペイジー対応の金融機関については、大分市ホームページをご確認ください。

【注意事項】

- ・払込手数料は無料です。
- ・インターネットバンキング・モバイルバンキングをご利用の場合は、事前に金融機関への申込みが必要です。
- ・「地方税お支払サイト」にアクセスし、QRコードを読み取るか、納付書番号を入力して納付することもできます。対応の金融機関や納付方法の詳細については、「地方税お支払サイト」をご確認ください。

スマートフォンアプリで市税の納付ができます

納付書に印字されたバーコードやQRコードを利用して、スマートフォンアプリで納付ができます。

24時間365日自宅などでいつでも簡単に納付ができます。

〈ご利用できる税目〉

- 市民税・県民税（普通徴収）
- 固定資産税・都市計画税（土地・家屋）
- 固定資産税（償却資産）
- 軽自動車税（種別割）
- 国民健康保険税

〈ご利用できるアプリケーション〉

バーコード（全税目）：「PayPay」「PayB」「LINE Pay」「ゆうちょ Pay」

QRコード（国民健康保険税以外）：「地方税お支払サイト」のよくあるご質問をご確認ください。

【注意事項】

- ・バーコードを利用した決済の場合の納付可能額は、納付書1枚につき30万円までです。
- ・QRコードを利用した決済の場合、アプリのシステム利用料や決済手段、上限金額はペイアプリ等により異なりますので、各アプリのホームページにてご確認ください。
- ・アプリのインストールや決済時のデータ通信量は発生します。

【共通の注意事項（クレジットカード・ペイジー・スマートフォンアプリ）】

- ・納期限が過ぎている納付書はご利用できません。
- ・領収証書は発行されません。
- ・QRコードを用いたクレジットカード、ペイジー及びスマートフォンアプリで納付された場合、軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）は、「車検に必要な対象車（二輪の小型自動車）」のみ、納付後最長で1ヶ月半後に郵送いたします。お急ぎの場合は、市役所・支所・連絡所、金融機関の窓口やコンビニエンスストアで納付し、納付書付属の証明書をご利用ください。
- ・納期（納付書）ごとにお手続きが必要です。口座振替のように、一度のお手続きで以後の納期分が振り替えられるものではありません。
- ・市役所・支所・連絡所、金融機関、コンビニエンスストアの窓口では利用できません。
- ・納付方法についての詳しい説明は大分市ホームページをご確認ください。

自主納税と滞納処分

市税は納期限内に納めましょう。

1 自主納税

市税は定められた納期限内に納税者の皆さんが自主的に納めていただくものです。大分市は納税本来の姿である自主納付を推進しています。

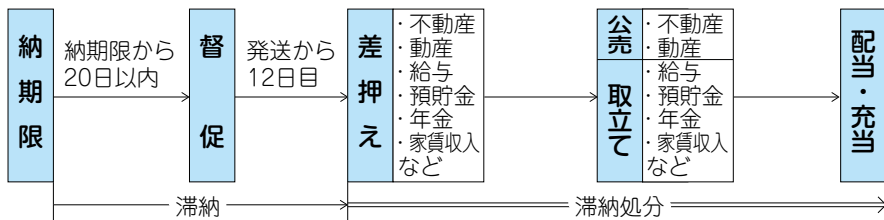
2 市税の滞納

滞納とは、納期限までに納付をしないことをいいます。滞納された場合は、督促状を送付し早期の納付を促しています。

また、督促手数料や延滞金も納付する必要があります。

3 滞納処分

督促状が送付されてからもなお市税を滞納したままですと、納期限までに納められた方との公平性や大切な市税収入の確保のために、法に基づき滞納している方の財産（不動産、給与・預金などの債権、自動車や家電等の動産など）を差押え・公売・取立て等の滞納処分を行い、滞納市税に充当します。



4 市税を大切に

このように、市税を滞納されますと、差押えなど滞納している方にとって不利益となることはもちろん、大分市の滞納整理のためにかかる多大な費用も納税者の貴重な税金から支出されることになります。

市税を有効に使うため、納税は納期限内にお願いします。

納税の猶予・市税の減免

納税者が、火災、風水害などの災害や盗難の被害にあったり、生活扶助を受けるなどの特別な事情が生じた場合は、その事情に応じて納税の猶予や市税を減額または免除する制度があります。

1 納税の猶予

災害を受けた等一定の事由に該当する場合、納税を猶予する制度があります。詳しくは、納税課、又は国保年金課までお問い合わせください。

2 市税の減免

納税者が次の要件に該当する場合は、税額が減額または免除されることがあります。詳しくは、担当課にお問い合わせください。

減額または免除を受けようとする場合は、原則として、その税の納期限前7日（軽自動車税（種別割）は納期限）までに各担当課に申請書を提出してください。

税の種類	主な要件	お問い合わせ先
市民税・県民税	・生活保護法の規定による保護を受ける人 ・失業、疾病等により当該年の所得が著しく減じた人 ・災害を受けた場合など	市民税課
固定資産税 都市計画税	・貧困により生活のため公私の扶助を受ける人が所有する固定資産 ・公益のために直接専用する固定資産（有料で使用するものを除く） ・災害又は天候不順等により著しく価値を減じた固定資産	資産税課
軽自動車税 （種別割）	・障がい者またはその家族が所有する車で、障がい者自身が使用する場合またはその家族がその障がい者のために使用する場合など	税制課
特別土地保有税 ※注 15年4月1日以降 停止	・災害を受けた場合など	資産税課
事業所税	・災害を受けた場合など	税制課
国民健康保険税	・疾病等により当該年の所得が著しく減じた人 ・災害を受けた場合など	国保年金課

審査請求

市税の賦課決定や差押えなどの処分について不服があるときは、納税者は市長に対して文書により審査請求をすることができます。

主な処分の審査請求期間は次のとおりです。

処 分	申 立 期 間
市 税 の 賦 課 決 定	納税通知書を受け取った日の翌日から起算して3カ月以内
督 促	督促があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内と差押えに係る決定の通知を受け取った日の翌日から起算して3カ月を経過した日とのうちどちらか早い日
差 押	差押えのあったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内 なお、不動産等の差押えの場合は、その公売期日とのうちどちらか早い日

※固定資産の評価に対する審査の申出については、42ページをご覧ください。

処分の取消訴訟

処分の取消しを求める訴えは、審査請求に対する裁決を経た後において、当該裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に大分市を被告として（大分市長が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、次のいずれかに該当する場合は、裁決を経ずに提起することができますが、当該処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

- (1) 審査請求があった日から3月を経過しても裁決がないとき
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

※固定資産の価格（評価額）については、固定資産評価審査委員会の決定に対してのみ、決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に大分市を被告として（大分市固定資産評価審査委員会が被告の代表者となります。）提起できることとされています。

証明・閲覧申請の手続

市税・資産に関する証明や閲覧請求の際は、第三者による不正取得を防止し、大切な個人情報を守るため、マイナンバーカード（個人番号カード）などの身分証明書により、窓口に来られた方の本人確認を行います。

また、本人以外の代理人の方が請求する場合は、委任者本人の承諾内容を示す委任状が必要になります。

★本人確認の方法

税証明等の請求時に、窓口に来られた方（本人または代理人）について、マイナンバーカード・運転免許証・健康保険証・パスポート・住民基本台帳カード（写真付き）・在留カードなどの身分証明書を提示いただき本人確認を行います。

★本人確認の対象となる税証明等

所得証明、市民税・県民税課税証明や納税証明、固定資産記載事項（評価）証明など市税に関する証明の交付および固定資産課税台帳の閲覧を請求する場合
【法人所在地証明、軽自動車税（種別割）納税証明（継続検査用）、住宅用家屋証明、字図閲覧を除く】

◎証明・閲覧請求の際は、次のものをご持参ください。

証明・閲覧	請求者	必要なもの
個人名義	本人	本人の身分証明書 （マイナンバーカード・運転免許証など）
	代理人	1 代理人の身分証明書 （マイナンバーカード・運転免許証など） 2 本人が作成した委任状
法人名義	代表者	1 代表者本人の身分証明書 （マイナンバーカード・運転免許証など） 2 法人印（会社名が確認できるもの）
	代理人	1 代理人の身分証明書 （マイナンバーカード・運転免許証など） 2 法人印（会社名が確認できるもの）を押印した委任状

<h2 style="margin: 0;">委任状</h2>	
令和 年 月 日	
大分市長 殿	
代理人	住 所 _____ 氏 名 _____
私は、上記代理人に次の申請及び受領を委任します。	
委任する事項 <input type="radio"/> ○○○○○証明 <input type="radio"/> 通	
委任者	住 所 _____ 氏 名 _____ (印) 生年月日 年 月 日 <small>※法人の場合は、所在地・法人名・代表者名と法人印</small>

委任状の様式例

- ※固定資産に関する証明は、必要に応じ登記記録（登記簿）の全部事項証明書や戸籍謄本などを提示していただく場合があります。
- ※納税に関する証明は、最近（概ね20日以内）お支払いをされた場合、納付の確認が必要なことがありますので、その領収書をご持参ください。

★申請書・委任状などの様式は、大分市のホームページからダウンロードできます。

証明・閲覧の手数料

証明・閲覧の種類	主な使用目的	証明・閲覧手数料	発行する窓口
所得に関する証明 ・所得証明 (控除記載なし)	融資・保証人等	1件 300円 (証明用紙1枚 をもって1件と し、1通で2枚 以上になるとき は、1枚増すご とに60円を加 算する)	税制課 証明担当班 537-5673 (第2庁舎3階 (本庁舎1階1番窓口))
所得や税額等に関する証明 ・市民税・県民税 課税証明 (控除記載あり)	年金・児童手当・ 扶養手続・公営 住宅等		東部資産税事務所 527-2132 (鶴崎市民行政センター内) 西部資産税事務所 541-1406 (穂田市民行政センター内)
法人の所在地に関する証明 ・法人所在地証明	車庫証明	軽自動車税(種 別割)納税証明 書(継続検査用) は無料	大南支所 597-1000 大在支所 592-0511 坂ノ市支所 592-1700 佐賀関支所 575-1111 野津原支所 588-1111 明野支所 558-1255
納税に関する証明 ・納税証明 ・完納証明 ・軽自動車税(種別割) 納税証明(継続検査用)	融資・補助金・ 入札資格申請等		本神崎連絡所 576-1111 一尺屋連絡所 575-8026 今市連絡所 589-2001
固定資産税に関する証明 ・記載事項(評価)証明 ・記載事項(公課)証明 ・無資産証明 ・家屋滅失証明 ・償却資産証明	融資・ 登記手続・ 売買等	1件 300円 また、写しが必 要な場合は、1 枚につき複写料 10円追加	※字図の閲覧は、本庁舎1 階、各連絡所では受付をし ていません。 ※国民健康保険税納税証明に ついては、国保年金課管理 担当班537-5616、各資産 税事務所、各支所、各連絡 所で受付しています。
閲覧について ・名寄帳兼課税台帳 (土地・家屋・ 償却資産) ・字図閲覧	登記手続・確認 資料等		税制課 証明担当班(第2庁舎3階のみ) 東部・西部資産税事務所 各支所 各連絡所(今市連絡所は除く)
軽自動車に関する証明 ・標識交付証明 ・廃車証明	自賠責保険手続 等	1件 300円	
住宅用家屋証明	住宅用の家屋の 登録免許税の軽減	1件 1,300円	税制課 証明担当班(第2庁舎3階のみ) 東部・西部資産税事務所

受付時間

午前8時30分～午後5時15分 月～金曜日(土・日曜日、祝日は除く)

※本庁舎1階1番窓口は、午前8時30分～午後6時 月～金曜日(土・日曜日、祝日は除く)なお、午後5時15分～6時の間は所得証明、市民税・県民税課税証明のみ取り扱います。

税証明書コンビニ交付

マイナンバーカード（個人番号カード）をお持ちで次の要件を満たす方は、全国のコンビニエンスストア等で所得証明書、市民税・県民税課税証明書が取得できます。

- ・証明年度1月1日および証明取得時に大分市に住所登録がある方。
- ・市民税・県民税の申告（確定申告等）により課税資料が提出されている方。

取得できる証明の種類	手数料	利用できる店舗
所得証明 （本人分のみ） （控除記載なし）	1件200円	セブン-イレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップ、セイコーマート、イオン九州の系列店舗（イオン、ホームワイド、マックスバリュ）など全国の店舗。 ※ただし、マルチコピー機（キオスク端末）設置店舗に限ります。
市民税・県民税課税証明 （本人分のみ） （控除記載あり）		

※各税証明書は現年度及び過年度5年度分取得可能です。

●取得に必要なもの

マイナンバーカード

※利用には、利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）が必要です。

●利用時間

毎日 午前6時30分～午後11時

※システムメンテナンス日を除きます。

●注意事項

- ・利用者証明用電子証明書の暗証番号（数字4桁）を3回連続で間違えるとロックがかかってしまい、利用できなくなります。
ロックを解除するときや暗証番号を忘れたときは、本人がマイナンバーカードを持参し、市民課・各支所で暗証番号の再設定を行ってください。
- ・誤って取得された証明書については、返金や交換はできませんので、必要な証明書の内容をよく確認いただいたうえで操作をお願いします。

税証明書オンライン申請

マイナンバー（個人番号）カードをお持ちで大分市に税情報がある方は、スマートフォンからオンラインで各種証明の申請ができます。

（証明書は、郵送でご自宅に届きます。）

取得できる証明の種類	手数料	取得可能年度
所得証明（本人分のみ） （控除記載なし）	1件300円 ※別途郵送料が掛かります。	現年度及び過年度7年度分
市民税・県民税課税証明 （本人分のみ） （控除記載あり）		
納税証明（本人分のみ） ※一部発行していない税目があります。		現年度及び過年度3年度分
完納証明（本人分のみ）		

●取得に必要なもの

- ・マイナンバー（個人番号）カード
※ご利用には署名用電子証明書の暗証番号（6～16桁の英数字）が必要です。
- ・スマートフォン
- ・クレジットカード
- ・マイナンバーカード認証アプリ（Graffer 電子署名アプリ）

●注意事項

- ・誤って取得された証明書については、返金や交換はできません。



大分市公式ホームページのオンラインサービスまたはAIチャットボットからご利用できます。

← オンライン申請はこちらから

QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）

市役所、各支所の窓口で軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）を交付申請する場合は、自動車検査証（電子車検証の場合は、「自動車検査記録事項」も必要）をご持参ください。

※軽三・四輪は、令和5年1月から軽自動車税納付確認システム（軽JNKS）により車検（継続検査）窓口での納税証明書の提示が原則不要となっています。ただし、すべての二輪小型自動車（排気量250cc超の二輪車）および軽JNKS上に完納の登録がされていない軽三輪・四輪については、従来どおり紙の納税証明書の提示が必要です。

軽三輪・四輪で以下のような場合は、軽JNKS上に納付状況の反映がされていないことがあるため、紙の納税証明書が必要となることがあります。

- 納付直後（納付から約2週間以内）^{（※1）}
- 4月2日以降（賦課期日後）に中古車購入、名義変更、定置場変更等をした
- 対象車両に過去の未納がある（中古車は前の納税義務者の未納も含む）

（※1）納付後すぐに車検を受ける場合、市役所・支所・連絡所、金融機関、コンビニで納付して納税通知書右側の軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）をご利用ください。

軽自動車税（種別割）納税証明（継続検査用）オンライン申請

二輪小型自動車や軽三・四輪（軽自動車検査協会が紙の納税証明を求められた場合*）の車検用納税証明書をスマートフォンやパソコンからオンラインで申請できます。

車検証の使用の本拠の位置が大分市である軽自動車・自動二輪が対象です。

- 申請いただいた納税証明書はご指定の住所に郵送いたします。
- 郵送料の支払いはクレジットカード決済となります（証明手数料は無料です）。
- 車検請負業者等の代理申請も可能です。

【利用方法】

1. スマートフォンで右のQRコードを読み取り申請開始
2. 必要事項を入力し、車検証の写真を添付（必要に応じて自動車検査記録事項）
3. 郵送料をクレジットカード決済
4. 申請完了メールを確認



QRコードは
（株）デンソーウェブの
登録商標です。

※軽三・四輪は、令和5年1月から車検（継続検査）窓口での納税証明書の提示が原則不要となっています。

市税についてのお問い合わせ先

担当課	お問い合わせの内容	担当班	
税制課	○税の制度等に関する事	税制担当班	537-7304
	○固定資産評価審査委員会に関する事		
	○軽自動車税（種別割）に関する事	諸税担当班	537-7314
	○市たばこ税に関する事		
	○鉱産税に関する事		
	○入湯税に関する事		
	○事業所税に関する事		
○税に係る各種証明に関する事	証明担当班	537-5673	
市民税課	○個人市民税・県民税（普通徴収・公的年金等からの特別徴収）に関する事	個人市民税第1担当班	537-5729
		個人市民税第2担当班	537-5730
	○個人市民税・県民税（給与からの特別徴収）に関する事	個人市民税特別徴収担当班	537-5731
	○法人市民税に関する事	法人市民税担当班	537-5609
資産税課	○固定資産税、都市計画税に関する事	土地担当班	537-7286
		家屋担当班	537-7291
		償却資産担当班	537-7293
		東部資産税事務所	527-2132
		西部資産税事務所	541-1406
	○特別土地保有税に関する事	管理担当班	537-5610
納税課	○納税相談に関する事	收税第1担当班	537-5691
	○市税の督促に関する事	收税第2担当班	537-5692
	○市税の滞納処分に関する事	滞納整理担当班	537-5732
	○市税の口座振替に関する事	管理担当班	537-5611
	○市税の還付に関する事		
国保年金課	○国民健康保険の加入と資格の喪失に関する事	賦課・資格担当班	537-5736
	○国民健康保険税の課税に関する事	収納第1・第2担当班	537-5738
	○国民健康保険税の納税に関する事		
	○国民健康保険の給付に関する事	給付担当班	537-5735
	○国民健康保険税の口座振替に関する事	管理担当班	537-5616
	○国民健康保険税の還付に関する事		

国税について

第1章 市税とくらし

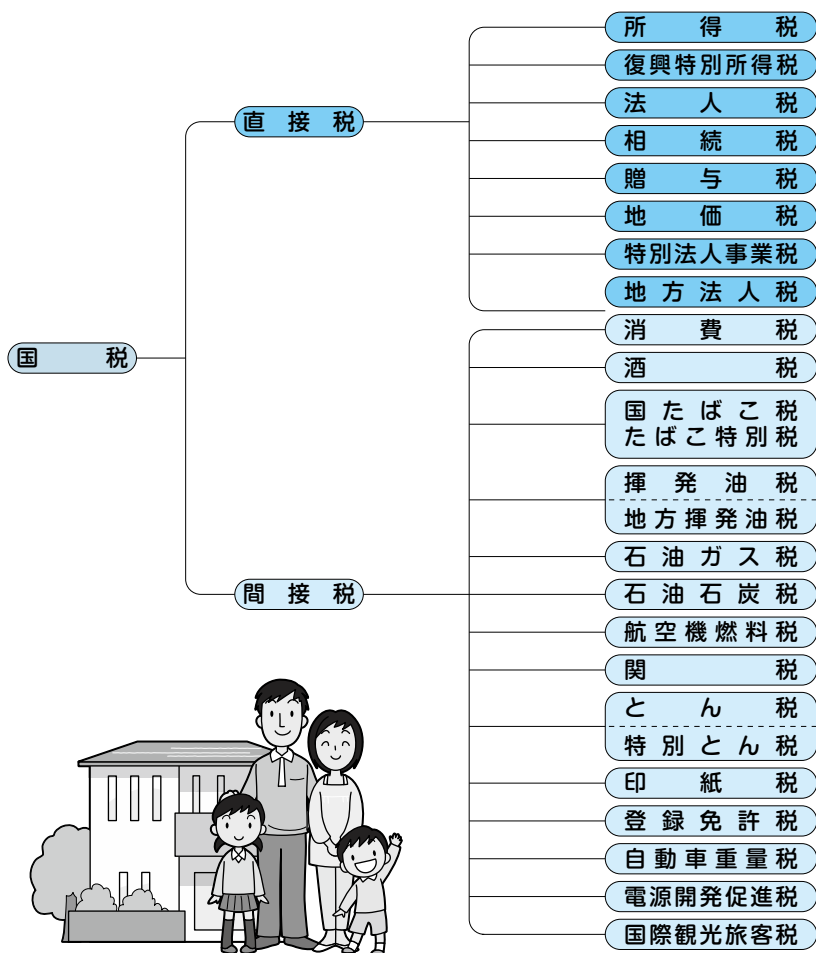
第2章 市税のあらまし

第3章 納税のご案内

第4章 証明・閲覧

第5章 税に関するお問い合わせ先

第6章 市役所のご案内



直接税 は、所得税や法人税などのように税金を負担する人と税金を納める人が同じである税金をいいます。

間接税 は、税金を負担する人と税金を納める人がちがう税金をいいます。たとえば、酒税のように、酒の製造者が酒税を納めるものの、その納めた税金は、酒店で売っている酒、ビールなどの価格のなかに含まれており、最終的に消費者が負担するしくみになっている税金です。

1月から12月までの1年間の個人の所得に対してかかる税金です。

所得税と併せて、基準所得税額に対してかかる税金です。

法人の各事業年度の所得、清算所得などに対してかかる税金です。

亡くなった人の財産を相続や遺贈によって妻や子供などがもらったとき、そのもらった人にかかる税金です。

贈与によって財産をもらったとき、そのもらった人にかかる税金です。

個人または法人が保有する土地等を対象として年々課税される税金です。

地域間の財政力格差の拡大、経済社会構造の変化等を踏まえ、法人の事業税額にかかる税金です。

従来の法人住民税の一部を国税として徴収し、地方交付税として再配分する税金です。

物品の販売やサービスの提供等に対してかかる税金です。

アルコール分1度以上の飲料である酒類にかかる税金です。

紙巻たばこやパイプたばこなど各種のたばこにかかる税金です。

主として自動車の燃料に用いられるガソリンにかかる税金です。

揮発油税とあわせて課税され、道路整備に当てられる財源として地方団体に譲渡される税金です。

自動車用の石油ガス容器に充てんされる石油ガスにかかる税金です。

原油、石油製品、天然ガス、石炭にかかる税金です。

航空機燃料にかかる税金です。

輸入貨物にかかる税金です。

外国貿易のため、開港に入港した船舶にかかる税金です。

各種の契約書、領収書、通帳などのような経済取引に際して作成される文書にかかる税金です。

土地、建物などの所有権の保存や移転などの登記、あるいは各種の法律上の権利などの登録、免許などを受ける際にかかる税金です。

車検を受ける自動車と車両番号の指定を受ける軽自動車にかかる税金です。

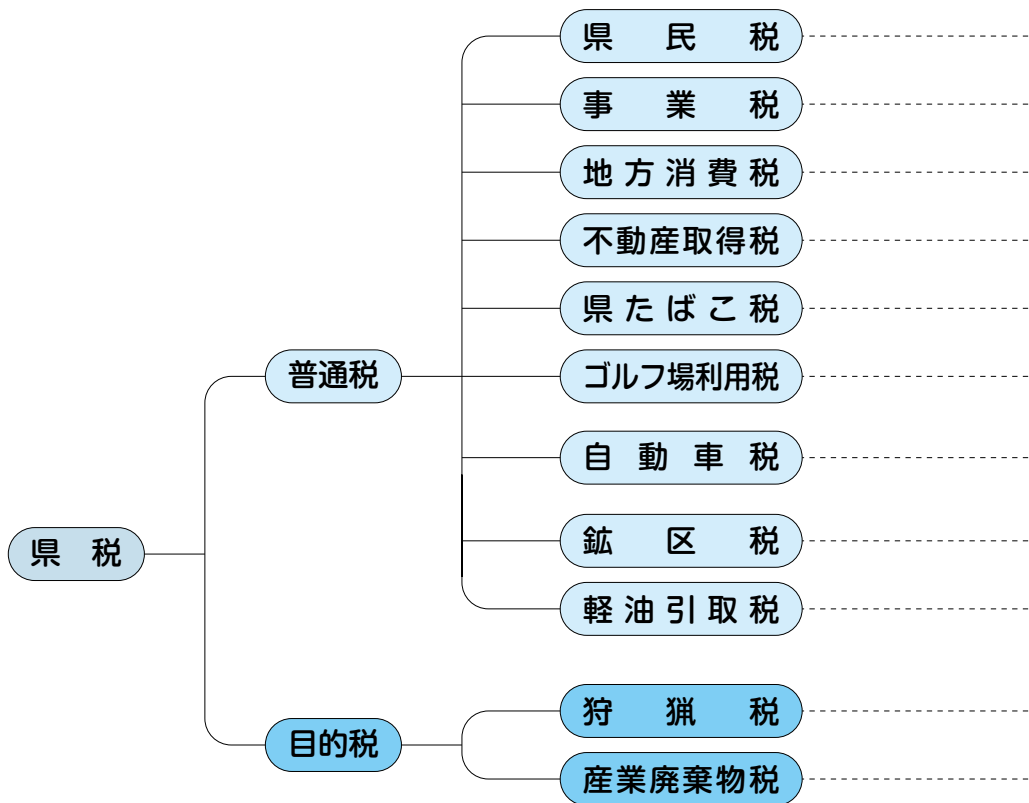
発電施設等の設備を促進する費用にあてるため、電力会社の販売電気にかかる税金です。

観光先進国実現に向けた観光基盤の拡充・強化を図るための財源を確保するためにかかる税金です。

※地価税については、臨時的措置として当分の間、課税されないこととなっています。

※国税についてお知りになりたいことがありましたら、もよりの税務署にお問い合わせください。……（問い合わせ先は87ページをごらんください）

県税について



普通税 は、納められた税金の使いみちが特定されず、どのような仕事の費用にもあてることができる税金のことです。

目的税 は、たとえば狩猟税として納められた税金は、鳥獣の保護等の費用に当てなければならないというように、その税金の使いみちが特定されている税金をいいます。

※県税についてお知りになりたいことがありましたら、もよりの県税事務所にお問い合わせください。

市民税と同様に個人や法人にかかる税金です。

事業を営む個人や法人にかかる税金で、個人の営む事業にかかる個人事業税と法人の営む事業にかかる法人事業税とがあります。

国の税金である消費税と同様に、国内での物品の販売やサービスの提供等に対してかかる税金です。

不動産を取得した個人や法人にかかる税金です。

紙巻きたばこやパイプたばこなど各種のたばこにかかる税金です。

ゴルフ場を利用した人にかかる税金です。

自動車税種別割は原則として4月1日現在の自動車の所有者にかかる税金です。対象となるのは、乗用車、トラックなどで、特殊自動車、軽自動車、二輪の小型自動車は除かれます。自動車税環境性能割は、自動車（特殊自動車、二輪車を除く）の取得に対してかかる税金です。

鉱区の設定、許可を受けた人にかかる税金です。

特約業者または元売業者から軽油を引き取った人にかかる税金です。

狩猟者の登録を受ける人にかかる税金で、鳥獣の保護等の費用にあてられます。

産業廃棄物を焼却施設及び最終処分場へ搬入する事業者及び中間業者にかかる税金で、産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等の費用にあてられます。

※自動車取得税は、令和元年9月30日をもって廃止され、10月1日から自動車（特殊自動車、二輪車を除く。）を取得した場合に自動車税環境性能割が導入されました。

国税・県税についてのお問い合わせ先

官公署名	郵便番号	所在地	電話番号
大分税務署	870-8616	大分市中島西一丁目1番32号	532-4171
大分地方法務局	870-8513	大分市荷揚町7番5号	532-3161
大分県税事務所	870-0021	大分市府内町三丁目10番1号	506-5771
自動車税管理室	870-0907	大分市大津町三丁目4番13号	552-1121

市庁舎各階配置図

第1章 市税とくらし

第2章 市税のあらまし

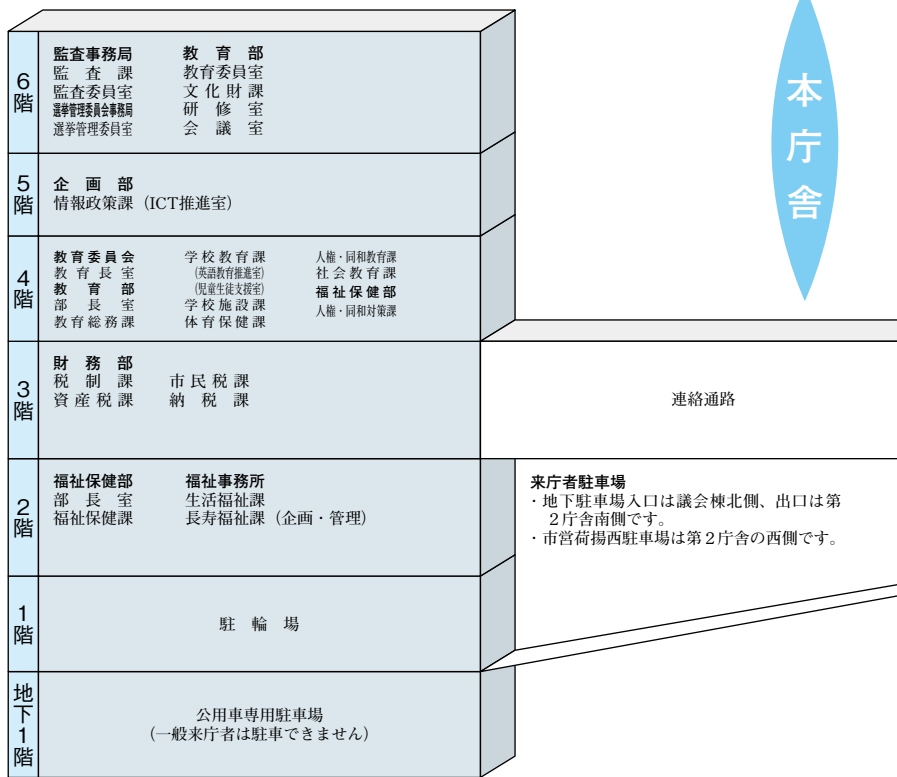
第3章 納税のご案内

第4章 証明・閲覧

第5章 税に関するお問い合わせ先

第6章 市役所のご案内

第2庁舎



9階	市民談話室 喫茶コーナー 入会 会議室	商工労働観光部 部長室 商工労政課 創業経営支援課	福祉保健部 指導監査課
8階	農林水産部 部長室 農政課 生産振興課 林業水産課	商工労働観光部 観光課 (観光協会) おおいた魅力発信局	農業委員会事務局 会議室
7階	都市計画部 部長室 都市計画課 都市交通対策課 (交通政策室) 開発建築指導課 (開発指導室)	まちなみ整備課 まちなみ企画課 公園緑地課	総務部 総務課 (情報公開室)
6階	土木建築部 部長室 土木管理課 道路建設課 道路維持課	河川・みなと振興課 建築課 住宅課	
5階	財務部 部長室 財政課 管財課	企画部 部長室 企画課 (行政改革推進室) (公共施設マネジメント推進室) (広域連携推進室) 文化振興課 国際課 スポーツ振興課	総務部 総務課(法制室) 契約監理課 (工事検査室)
4階	環境部 部長室 環境対策課 ごみ減量推進課 廃棄物対策課 清掃施設課	総務部 人事課 職員厚生課	市民部 生活安全・男女共同参画課 会議室
3階	総務部 総務課 防災局 防災危機管理課	企画部 部長室 広聴広報課	市長室 副市長室 応接室 会議室
2階	市民部 部長室 市民協働推進課 国保年金課 (国民年金室)	企画部 広聴広報課 (市民相談室)	子どもすこやか部 部長室 福祉事務所 子ども企画課 保育・幼児教育課(施設)
1階	市民部 市民課 国保年金課 (資格・給付窓口) 国民年金室(窓口) 税制課 (税証明窓口)	福祉事務所 子育て支援課 保育・幼児教育課(備修・部辦) 子ども入園課 長寿福祉課(市民窓口) 障害福祉課	会計課 大分銀行出張所 ATMコーナー 案内所 キッズコーナー 授乳室
地下1階	市民部 市民課 (大分市パスポートセンター)	第2市営住宅 管理センター コンビニ 薬店	会議室 当直室 防災センター 来庁者駐車場
地下2階			倉庫

城崎分館

5階	
4階	
3階	福祉事務所 中央子ども家庭支援センター
2階	中央子ども家庭支援センター
1階	倉庫

議会棟

4階	全員協議会室	議事堂
3階	委員会室 議員控室	
2階	議長室 副議長室 議員控室 応接室	秘書担当班
1階	議会事務局 局長室 総務課 (政策調査室)	委員会室 応接室
地下1階	来庁者駐車場	

第1章 市税とくらし

第2章 市税のあらまし

第3章 納税のご案内

第4章 証明・閲覧

第5章

税に関するお問い合わせ先

第6章 市役所のご案内

(令和5年4月1日現在)

支所・連絡所の所在地

第1章 市税とくらし

第2章 市税のあらまし

第3章 納税のご案内

第4章 証明・閲覧

第5章 税に関するお問い合わせ先

第6章 市役所のご案内



■ 鶴崎支所

東鶴崎一丁目2番3号
(鶴崎市民行政センター 1階)
☎527-2111 (代)

■ 大南支所

中戸次5115番地の1
(大南市民センター 1階)
☎597-1000 (代)

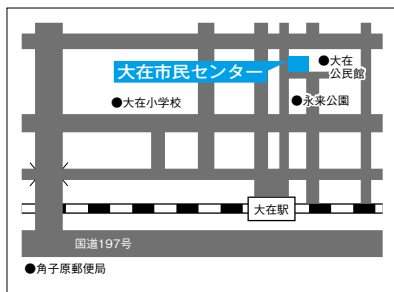


■ 穂田支所

玉沢743番地の2
(穂田市民行政センター 1階)
☎541-1234 (代)

■ 大在支所

政所一丁目4番3号
(大在市民センター 1階)
☎592-0511 (代)



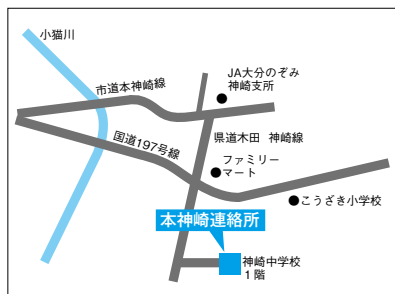
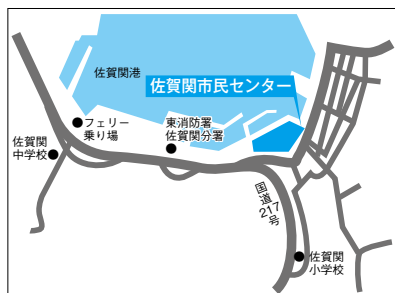


■ 坂ノ市支所

坂ノ市南三丁目5番33号
 (坂ノ市市民センター 1階)
 ☎592-1700 (代)

■ 佐賀関支所

佐賀関1407番地の27
 (佐賀関市民センター 1階)
 ☎575-1111 (代)

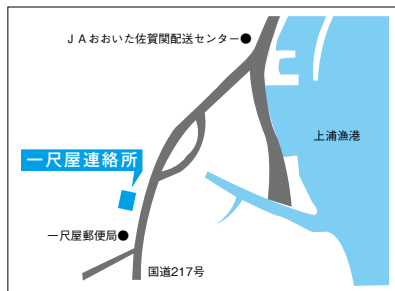


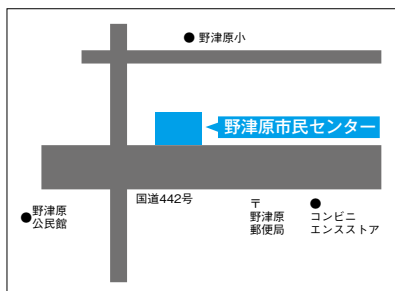
■ 本神崎連絡所

本神崎480番地
 ☎576-1111 (代)

■ 一尺屋連絡所

一尺屋2037番地
 ☎575-8026 (代)



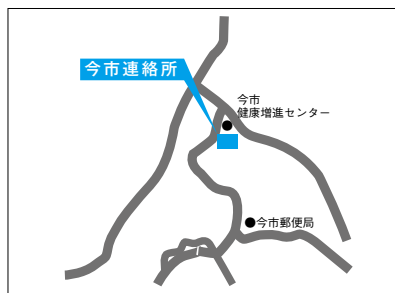


■ 野津原支所

野津原800番地
(野津原市民センター 1階)
☎588-1111 (代)

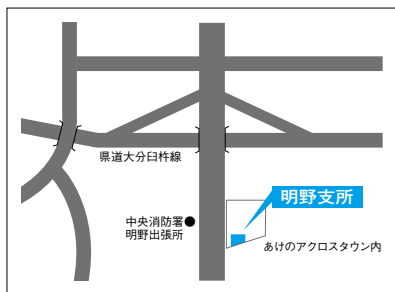
■ 今市連絡所

今市1099番地の26
☎589-2001 (代)



■ 明野支所

明野東一丁目1番1号
☎558-1255 (代)

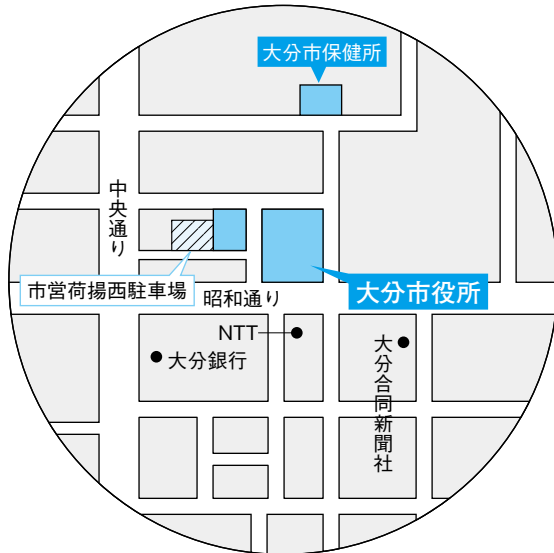


みんなで築こう

差別のない街・おおいた

人権は21世紀のテーマです

大分市役所周辺地図



令和5年度 みんなの市税

令和5年8月発行

発行・編集／大分市財務部税制課

〒870-8504 大分市荷揚町2番31号

TEL (097) 537-7304 (税制課直通)

oita